

化学物質管理における リスクコミュニケーションについて

令和4年2月15日～



National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター リスク管理課
上野山 哲平

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）



我が国の化学物質管理制度について

暴露 有害性		労働環境 (国内輸送)	消費者	環境経由	排出・ストック汚染	廃棄	危機管理
物理化学的 危険性		火薬類取締法 消 防 法 高圧ガス保安法				火薬類 取締法 高圧ガス 保安法	
人の健康への影響	急性毒性	毒 劇 法 労働安全衛生法（安衛法）	農薬取締法 食品衛生法 薬機法 家庭用品品質表示法 有害物質含有家庭用品規制法 建築基準法	農薬取締法 化学物質審査規制法（化審法） 化学物質排出把握管理促進法（PRT法）	大気汚染防止法 水質汚濁防止法 土壌汚染対策法	廃棄物処理法等	化学兵器禁止法
	長期毒性						
生活環境（動植物を含む）への影響					水銀汚染防止法		
オゾン層破壊性				オゾン層保護法 フロン排出抑制法			

NITE化学物質管理センターが法施行を支援しているもの

法律の内容にGHSに関する記載があるもの

上述以外でNITE-CHIRPに掲載しているもの

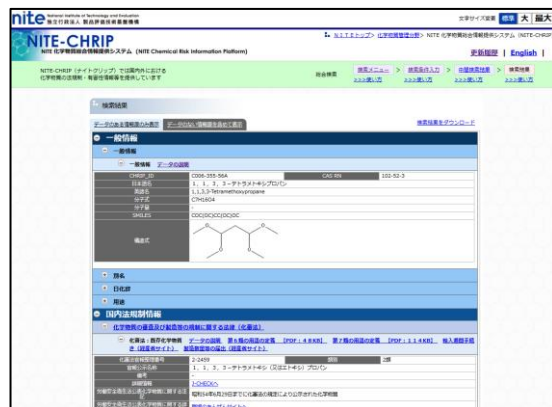
一部のみ

参考：NITEで公開しているデータベースについて

化学物質の評価と管理に必要な情報を収集、整備し、インターネットを通じて無料公開しています。

●化学物質総合情報提供システム：NITE-CHRIIP

https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop



- ・約26万物質の情報を収載
- ・約90種の国内外の法規制情報や有害性情報等を収載
- ・化学物質名称、構造式、CAS番号、国内・海外法規制情報、有害性情報、リスク評価結果等の情報を調べられる

リンク

リンク

●化審法データベース：J-CHECK



https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/top.action?request_locale=ja

- ・化審法の対象物質リストや化審法に関する物質ごとの詳細情報を収載。
- ・日本語版、英語版共に約9,500試験結果を収載。
- ・化審法試験結果、化審法リスク評価結果等を確認できる

●GHS分類結果

- ・政府が実施したGHS分類結果約4500件とその英語版を公表。

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html



NITE-CHRIIPについては、後ほどご紹介いたします！

NITE化学物質管理センターの業務

化学物質審査規制法 (化審法) 関連業務

新規化学物質の事前審査支援業務

- 新規化学物質審査
- 化学物質名称付与

化学物質のリスク評価業務

- スクリーニング評価、リスク評価等
- リスク評価等に必要情報の整備
- リスク評価手法に係る検討

技術、科学的知見に基づく
情報の集約、発信

化学物質排出把握管理促進法 (化管法) 関連業務

- 化管法施行支援
- 化管法関連情報の収集・解析

化学兵器禁止法関連業務

- 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い
- 国内事業者への立入検査

化学物質管理情報の整備・提供業務

- 化学物質の有害性等の情報の整備提供
- 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供

法施行支援

行政

法令整備・施行
化学物質管理

化学物質管理情報提供
有害性情報
リスク評価情報等

国民

化学物質に関する
正しい理解

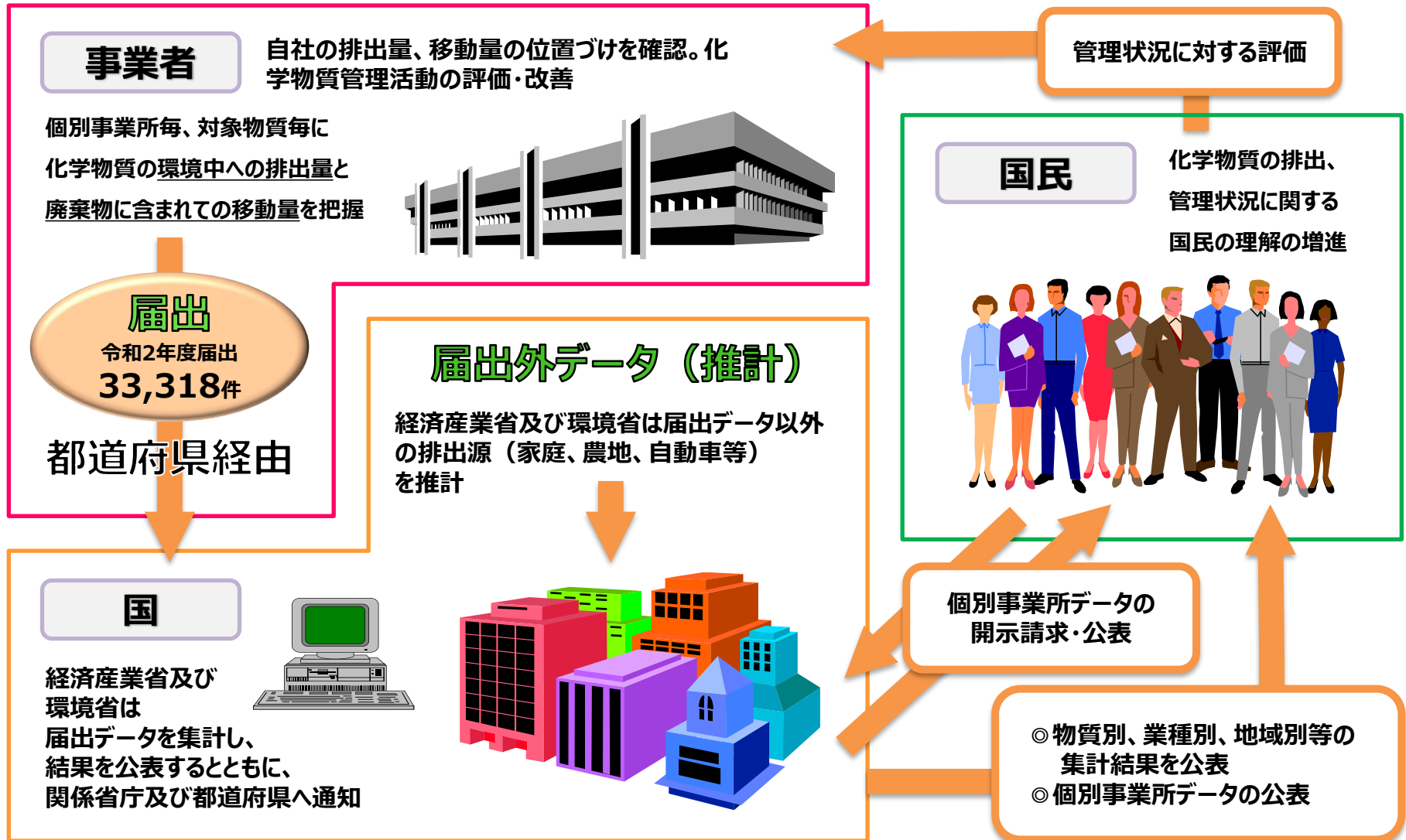
化学物質
管理支援

事業者

法令遵守
自主管理

相互理解

P R T R 制度の体系

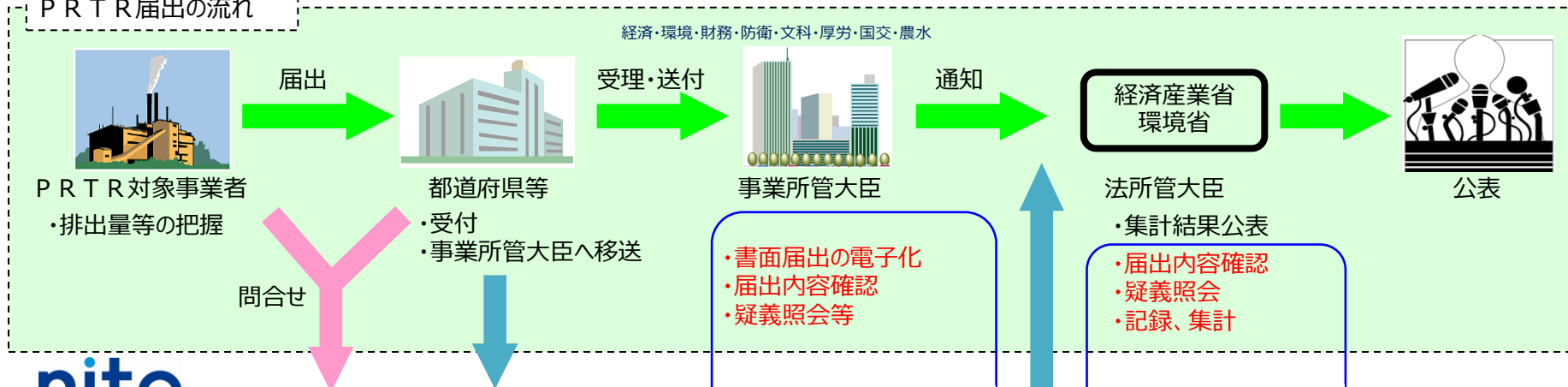


PRTR制度におけるNITEの役割

NITEの役割

PRTR制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国の唯一の機関として、化管法の施行が円滑に施行できるように、以下のような業務を実施

PRTR届出の流れ



PRTR届出関係業務

- * 届出・記録・集計用電算機の維持、管理
 - ・電子届出システム、届出管理システム、ファイル記録システム（法第8条第1項の規定）、集計システム（法第8条第3項の規定）の開発、改良
 - ・システムの維持管理
- * 届出データの内容確認、電子化
 - ・事業所管大臣の依頼により届出書の受理、内容確認、電子化、届出内容の疑義照会等を実施
- * 届出データの記録・集計
- * 公表用資料案の作成

化管法の普及啓発活動

- * 問合わせ対応
 - ・届出要件、排出量算出等の技術的サポート
 - ・電子届出システム利用のためのサポート
- * 問合わせ内容の整理
 - ・質問事項のとりまとめ

化管法関連情報の収集解析

- ・リスク評価
- ・PRTRマップ（濃度マップ・排出量マップ）の作成
- ・PRTRマップデータを活用したリスク評価の実施
- ・地方自治体との連携によるリスク管理促進



化学物質管理における リスクコミュニケーションについて

1. 化学物質の『リスク』とは
2. 化管法が制定された背景について
3. SDS制度について
4. PRTRデータの活用
(PRTRマップを使ったリスク評価について)
5. 化管法改正後の留意点

頭の体操：こんな化学物質は規制すべき？

DHMOの健康有害性情報

- 液体のDHMOの誤嚥により急性呼吸不全を生ずる。
- 経口摂取により発汗、多尿、腹部膨満感、嘔気、嘔吐、電解質異常、悪心、下痢、腹痛、頭痛を来す。大量の場合、痙攣、意識障害等の中毒症状を生じ、最悪の場合死に至る。
- 経皮曝露においても重度の熱傷の原因となり、また固体のDHMOに長時間に触れても組織傷害を生ずる。
- 高濃度の気体DHMOの吸入曝露によっても組織傷害を生ずる。

DHMOは有害な物質なので規制すべきか？

頭の体操：こんな化学物質は規制すべき？

DHMO (Dihydrogen Monoxide, 一酸化二水素)
とは
『水 (H_2O) 』
のことである。

パラケルスス※曰く

“毒のないものなどあるだろうか？

全てのものは毒であり、毒のないものはない

「それに毒がない」と決めるのは摂取量だけである”

“What is there that is not poison?

All things are poison and nothing without poison.

Solely the dose determines that a thing is not a poison.”

『量を多く摂れば、
天然物を含む全てのものは毒である』



※Paracelsus(1493-1541)
毒性学の父。スイス出身の
医師、化学者、錬金術師、
自然哲学者。

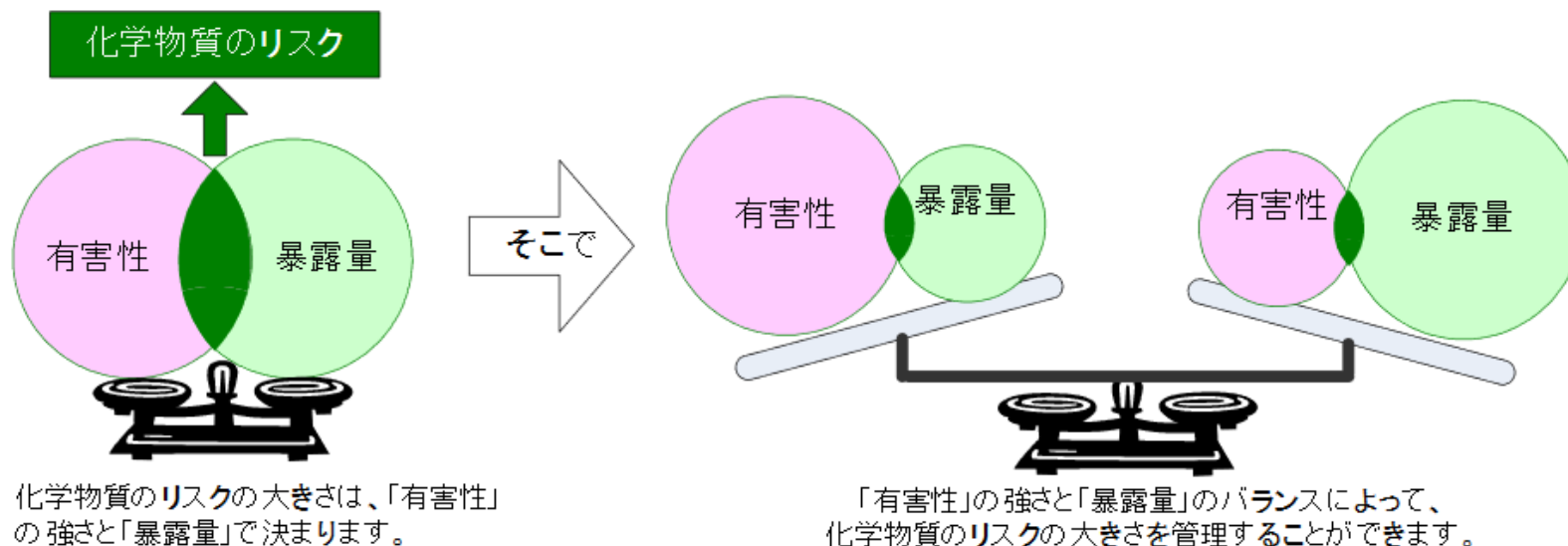
そもそも化学物質の『リスク』とは？

「リスクは、物質または状況が一定の条件のもとで害を生じる可能性」

- ① 良くない出来事が起きる可能性（確率）
 - ② 良くない出来事の重大さ（被害の大きさ）
- 2つの組み合わせ

リスク評価及びリスク管理に関する米国大統領・議会諮問委員会報告書（1997）

～経済産業省『化学物質のリスク評価のためのガイドブック』～



nite ⇒化学物質のリスクは『**暴露**』と『**有害性**』で決まる。

化学物質の利便性と危険性

ベネフィット：化学物質の利用による、快適さや便利さなどの有用性

ハザード：化学物質が潜在的に持つ毒性や爆発性などの危険性・有害性

- ◆ 化学物質は、わたしたちの生活に密接に関わっており、その性質を利用して生活を便利で豊かなものにしている。
- ◆ 一方、使い方を誤ると、人の健康や環境に対して悪い影響を及ぼすおそれがある。

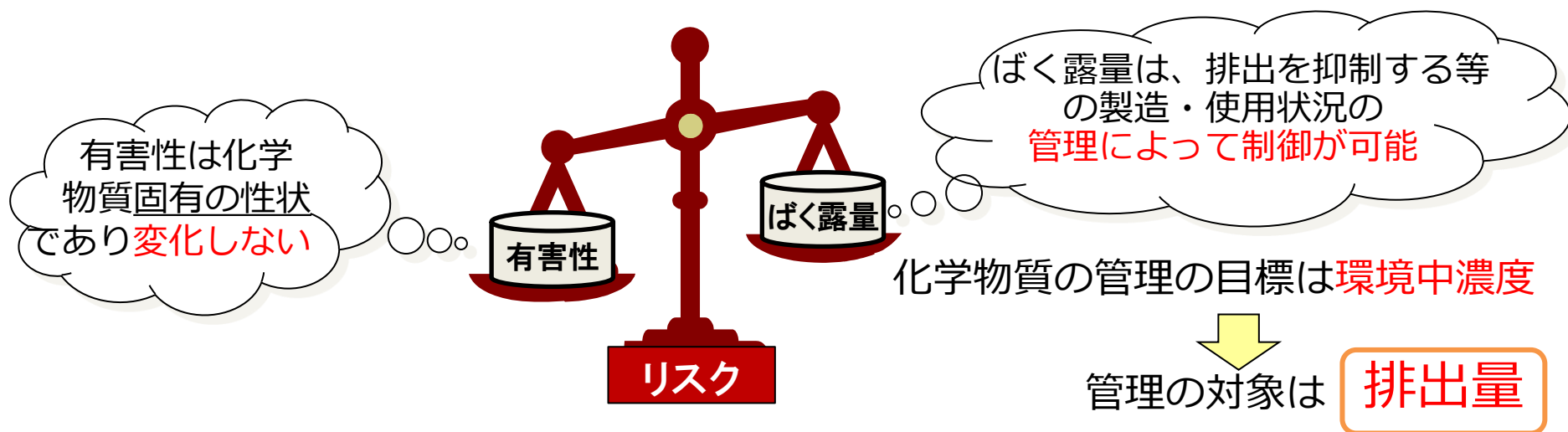
化学物質の二面性を理解して、
上手に付き合うこと（利用及び管理）が重要



リスクに基づく適切な化学物質管理が必要

リスク管理の対象

リスク = 有害性（ハザード）とばく露量の比較



化学物質を十分に管理して、ばく露の程度を小さくすれば、（人や環境への）支障が発現する可能性（リスク）を小さくできる。

したがって

リスクが大きい化学物質は、排出量を管理しながら使用することで、利便性（ベネフィット）との両立が可能となる。

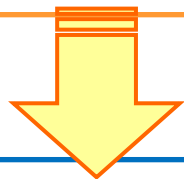
リスク評価からリスク管理、 そしてリスクコミュニケーションへ

まず知ることが大切

【リスク評価】

化学物質の性質や暴露の条件に基づいた評価を行い、優先的にリスクを管理すべき対象（物質、地域）を洗い出す。

✓ リスクが大きい可能性がある化学物質や地域の把握



相談しながら
みんなの納得のいく管理を

【リスク管理】

リスク評価による管理の優先度に基づき、適切な取扱い（削減や管理）をすることが必要。

【リスクコミュニケーション】

管理の必要性や方法などについて、**リスク情報**に基づく関係者間の情報共有や対話（コミュニケーション）をすることが大切。

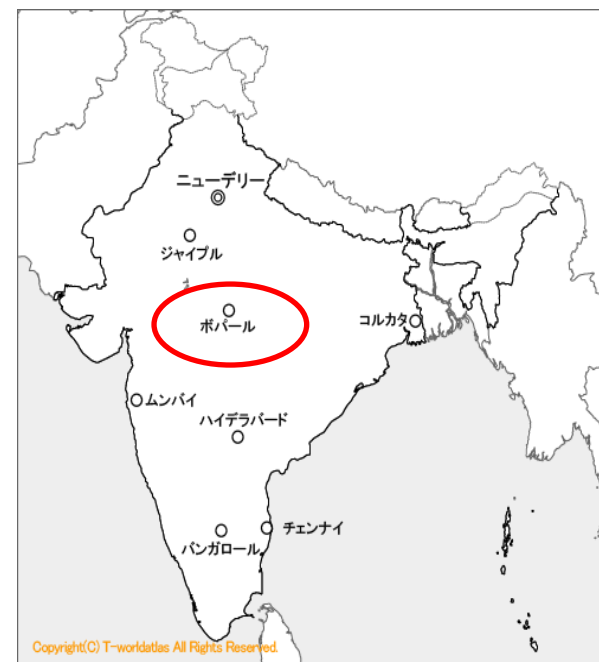
化学物質管理における リスクコミュニケーションについて

1. 化学物質の『リスク』とは
2. 化管法が制定された背景について
3. SDS制度について
4. PRTRデータの活用
(PRTRマップを使ったリスク評価について)
5. 化管法改正後の留意点

化管法制定の背景（きっかけ）

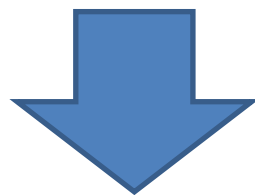
ボパール事故（1984年12月）

インドのボパールにある化学工場（米国企業の現地法人）から夜間に猛毒のイソシアン酸メチル(MIC)が漏洩。MICガスは風によって市街地に拡がり、**3,000人以上（最大14,410人）の死者、35万人もの被災者を出し、**多くの人々が長期間後遺症に苦しんだ。



◆ 被害が大きくなってしまった原因

事業者から役人・医師等にMICが噴出したことが伝えられず、被害が拡大。



イソシアン酸メチル
 $\text{H}_3\text{C}-\text{N}=\text{C}=\text{O}$

**米国で緊急対処計画及び地域住民の知る権利法
(EPCRA) を制定（1986年）**

出典：失敗知識データベース(<http://www.shippai.org/fkd/cf/CC0300003.html>)

化管法制定の背景（きっかけ）

- 米国 有害化学物質排出目録制度
(TRI : Toxic Release Inventory)導入(1986年)
- アジェンダ21 リオ宣言 (1992年)
⇒ 化学物質管理の重要性が位置づけられる
- OECD理事会勧告 (1996年)
⇒ 各国が化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)を導入



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法、化管法） 制定(1999年)

- 事業者による自主的な管理の改善の促進
- 国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進

化管法の制定

- 化学物質の多様化、広範な使用 → 環境汚染の懸念、関心の高まり
- 環境規制法による規制 → 限定的な規制
- 化学物質の有害性（ハザード）が明らかになっても、環境に排出された後のリスクは不明

新しい管理手法が必要



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法） 制定※

P R T R制度 及び S D S制度 の導入

【目的】

- ✓ 事業による化学物質の自主的な管理の改善を促進する
- ✓ 環境の保全上の支障を未然に防止する

〈※制定：平成11年7月13日/施行：平成12年3月30日/最終改正：平成14年12月13日〉

化管法の目的

目的（化管法第一条）

環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮⁽¹⁾しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ⁽²⁾、事業者及び国民の理解の下⁽³⁾に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置（P R T R制度）並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置（S D S制度）等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進⁽⁴⁾し、環境の保全上の支障を未然に防止⁽⁵⁾すること。

◆化管法の特徴

(1) 国際的な動向を踏まえてできた制度であること

1992年「アジェンダ21」に化学物質の管理の重要性が位置づけられたこと、1996年OECDがPRTRの法制化を勧告したことなど。

(2) 幅広い化学物質を対象としていること

継続的に環境中に広く存在、又は将来環境中に広く存在することが見込まれるものを対象とすること。

(3) 国民の理解の増進

排出量等のデータについての誤解によって混乱が起きないように、化学物質の性状、排出の状況、管理の状況などについて国民の理解を増進しながら、施策を進めること。

(4) 事業者の自主的な管理の改善の促進

P R T R制度により、自社の化学物質の排出量等を把握することとなり、管理活動の必要性や進捗状況が明らかになる。また、S D Sの交付により、化学物質の性状や取扱いについての知識を高めることができる。

(5) 環境行政を進めるための情報源

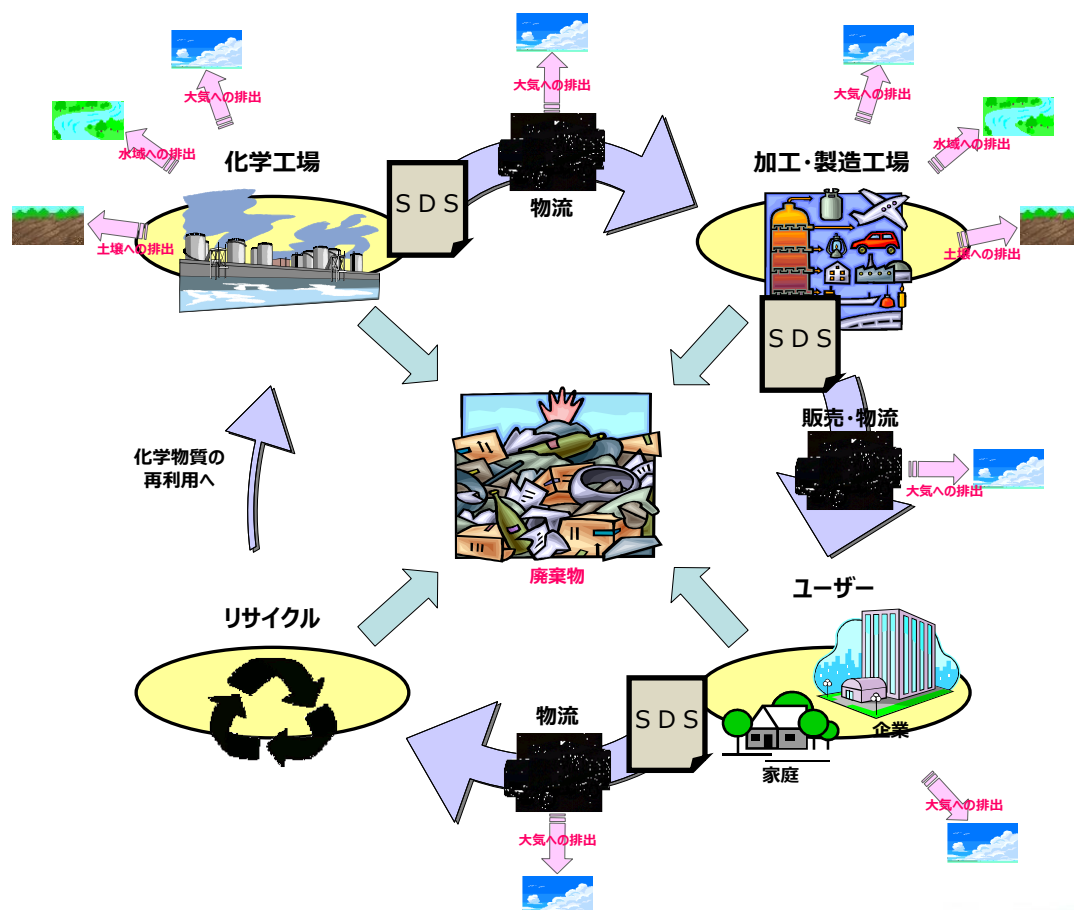
P R T Rデータの活用等により、国、地方公共団体が環境保全施策の企画、立案ができる。

化学物質管理における リスクコミュニケーションについて

1. 化学物質の『リスク』とは
2. 化管法が制定された背景について
3. SDS制度について
4. PRTRデータの活用
(PRTRマップを使ったリスク評価について)
5. 化管法改正後の留意点

サプライチェーンにおける化学物質管理の必要性

- ◆ 現在の社会生活において化学物質は不可欠である。一方、使い方を誤ると、人体や環境を脅かす有害なものとして作用する可能性がある。
- ◆ 製造工程のみならず、使用・廃棄などライフサイクルの各段階において適切な管理を行い、問題を未然に防ぐことが必要。



化管法に基づくS D S 制度

- ◆ 人の健康や生態系に有害性のおそれのある化学物質及びそれを規程含有率以上含有する製品を他の事業者に譲渡、提供する際に、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供を義務づける制度
- ◆ 平成24年4月20日、化管法S D S 省令は、化学品の情報伝達に関する国際標準である「G H S（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）」の導入の促進を目的として改正。
 - S D S（S a f e t y D a t a S h e e t：安全データシート）の提供義務
 - ラベル表示の努力義務

➤ S D S 制度の意義

- ◆ 指定化学物質等の適正管理のためには、有害性、適切な取扱方法などの情報が必須。
- ◆ 指定化学物質等の製造等を自ら行う者は、有害性等の情報を入手しやすいが、取引の際には積極的に提供されにくい。



S D S 制度により指定化学物質等の自主管理に必要な情報伝達を確保
(労働者の安全確保 → 安全な製品の製造、環境管理の向上)

(参考) G H S 関連情報

➤ G H Sとは

化学品の分類および表示に関する世界調和システム

(The Globally Harmonized System of **Classification** and **Labelling** of Chemicals)

◆ 目的

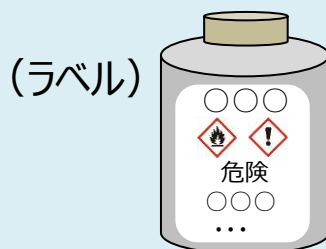
G H Sは、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康および環境の保護を行うことを目的としている。

◆ 規定内容

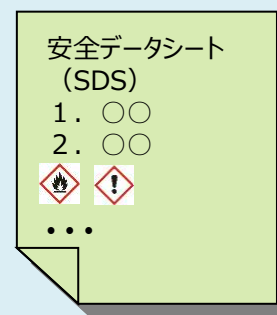
危険有害性を判定するための国際的に調和された基準（分類基準）

- 物理化学的危険性（爆発物、可燃性等 16項目）
- 健康に対する有害性（急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目）
- 環境に対する有害性（水生環境有害性等 2項目）

分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段



(S D S)



＜G H S 絵表示例



【N I T E の G H S 関連情報】

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

化管法に基づくSDSから得られる情報（1）

- ◆ 化管法SDS省令改正（平成24年4月20日）
 - ・ SDSの記載項目をGHSに対応した16項目に拡大（化管法SDS省令第3条）
 - ・ SDSの作成、提供に際しては、JIS Z 7253に適合する方法で行うことを努力義務化（化管SDS省令第4条第1項）

項目	記載内容
1. 化学品及び会社情報	化管法に基づくSDSの対象となる指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の名称とその提供者に関する情報が記載されている。
2. 危険有害性の要約	化学品の重要危険有害性及び影響（人の健康に対する有害な影響、環境への影響、物理的及び化学的危険性）、並びに特有の危険有害性があればその旨が明確、かつ、簡潔に記載されている。
3. 組成及び成分情報	化学品に含まれる化管法指定化学物質の組成、含有率等について記載されている。
4. 応急措置	化学品に従業員等がばく露した時などの応急時に取るべき措置の内容について記載されている。
5. 火災時の措置	火災が発生した際の対処法、注意すべき点について記載されている。
6. 漏出時の措置	化学品が漏出した際の対処法、注意すべき点について記載されている。
7. 取扱い及び保管上の注意	化学品を取扱う際及び保管する際に注意すべき点について記載されている。

化管法に基づくSDSから得られる情報（2）

項目	記載内容
8. ばく露防止及び保護措置	事業所内において労働者が化学物質による被害を受けないようにするため、ばく露防止に関する情報や必要な保護措置について記載されている。
9. 物理的及び化学的性質	化学品の物理的な性質、化学的な性質について記載されている。
10. 安定性及び反応性	化学品の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について記載されている。
11. 有害性情報	化学品の人に対する各種の有害性について記載されている。
12. 環境影響情報	化学品の環境中での影響や挙動に関する情報について記載されている。
13. 廃棄場の注意	化学品を廃棄する際に注意すべき点について記載されている。
14. 輸送上の注意	化学品を輸送する際に注意すべき点について記載されている。
15. 適用法令	化学品が化管法に基づくSDS提供義務の対象となる旨が記載されているとともに、適用される他法令についての情報が記載されている。
16. その他の情報	項目1から15までの項目以外で、必要と考えられる情報について記載されている。

化管法に基づくSDSの例

化管法に基づく SDS 作成例 (溶剤 A | トルエン/エチルベンゼンの混合物)

作成日 2010 年 3 月 10 日
改訂日 2016 年 1 月 12 日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称
製品名 溶剤 A

会社情報
会社名 ###株式会社
担当部署 ###部
住所 〒123-### 東京都#####
電話番号 03-###-###
Fax 番号 03-###-###
電子メールアドレス ABC@##
緊急連絡電話番号 03-###-###

推奨用途及び使用上の制限
一般工業用途

2. 危険有害性の要約

GHS 分類
物理化学的危険性
引火性液体 区分 2

健康に対する有害性
急性毒性 (吸入: 蒸気) 区分 4
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分 2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分 2B
発がん性 区分 2
生殖毒性 区分 1A
生殖毒性・授乳に対する又は授乳を介した影響 追加区分
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 1
(中枢神経系)、区分 3
(気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 1 (中枢神経系、腎臓)

環境に対する有害性
水生環境有害性 (急性) 区分 1
水生環境有害性 (長期間) 区分 3

GHS ラベル要素
絵表示

1 / 9

危険有害性の要約

10. 安定性及び反応性、化学的安定性、危険有害反応可能避けるべき条件
混合危険物質
危険有害な分解生成物 火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

有害性情報
<化学品の人に対する各種の有害性>

成分の有害性情報
トルエン

急性毒性 (経口) ラット LD₅₀=5,000 mg/kg
急性毒性 (経皮) ラット LD₅₀=12,000 mg/kg
急性毒性 (吸入: 蒸気) ラット LC₅₀=3,319-7,646 ppm
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 ウサギ 7 匹に試験物質 0.5 mL を 4 時間の半閉塞適用した試験において、中等度の刺激性を示した。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 ウサギ 6 匹に試験物質 0.1 mL を適用した試験において、軽度の刺激性を示した。
生殖毒性 ヒトにおいて、トルエンを高濃度または長期吸引した妊婦に早産、児に小頭、耳介低位、小鼻、小顎、眼瞼裂など胎児性アルコール症候群類似の顔貌、成長阻害や多動など報告される。また、「トルエンは容易に胎盤を通過し、また母乳に分泌されるとの報告がある。」
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) ヒトで 750 mg/m³ を 8 時間の吸入ばく露で筋力、錯乱、協調障害、散瞳、3,000 ppm では重度の疲労、著しい嘔気、精神錯乱など、さらに重度の事故によるばく露では昏睡に至っている。ヒトで本物質は高濃度の急性ばく露で容易に麻酔作用を起こし、さらに、低濃度 (200 ppm) のばく露されたボランティアが一過性の軽度の上気道刺激を示した。
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) トルエンに平均 29 年間ばく露されていた印刷労働者 30 名と対照者 72 名の疫学調査研究で、疲労、記憶力障害、集中困難、情緒不安定、その他に神経衰弱性症状が対照群に比して印刷労働者に有意に多く、神経心理学的テストでも印刷労働者の方が有意に成績が劣った。また、嗜癖でトルエンを含有した溶剤を吸入していた 19 歳男性で、悪心嘔吐が続き入院し、腎生検で間質性腎炎が認められ腎障害を示した。
吸引性呼吸器有害性 炭化水素であり、動粘性率は 0.86 mm²/s (40℃) である。

エチルベンゼン

急性毒性 (経口) ラット LD₅₀=3,500 mg/kg
急性毒性 (経皮) ウサギ LD₅₀=15,400 mg/kg
急性毒性 (吸入: 蒸気) ラット LC₅₀=17.2 mg/L
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、軽微から軽度な眼刺激性を有する。
発がん性 IARC (2000) で 2B、ACGIH (2001) で A3 に分類されている。

6 / 9

化管法に基づくラベル表示内容

ラベルの記載項目

化管法に基づくラベルの記載項目

1. 指定化学物質の名称/製品名称	4. 危険有害性情報
2. 注意喚起語	5. 貯蔵又は取扱い上の注意
3. 絵表示	6. 会社情報

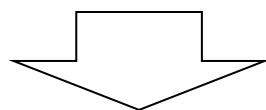


＜GHS絵表示例＞

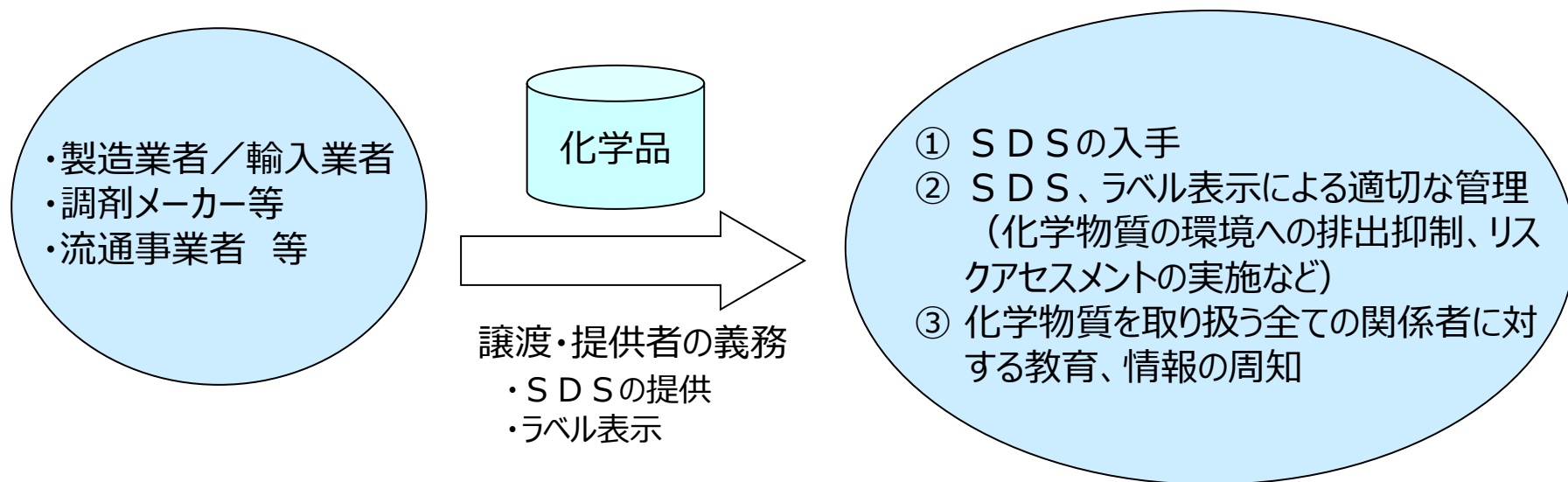
- ◆ 化管法SDS省令改正（平成24年4月20日）
 - 指定化学物質等について、新たにラベル表示に関する努力義務を追加（化管法SDS省令第5条）
 - ラベルの作成、提供に際しては、JIS Z 7253に適合する方法で行うことを努力義務化（化管法SDS省令第5条）

SDSによる危険有害性情報の伝達と活用

- SDSがなければ、その化学物質が何であるか不明。
- 化学物質が何であるか不明だと、化学物質の環境への排出抑制等、適切な管理を実施することは不可能。
- 化学物質等を取り扱う全ての関係者に対する教育、情報の周知ができない。



SDSの「提供」・「入手」は化学物質管理の基本



化管法に基づくSDS及びラベルの作成について

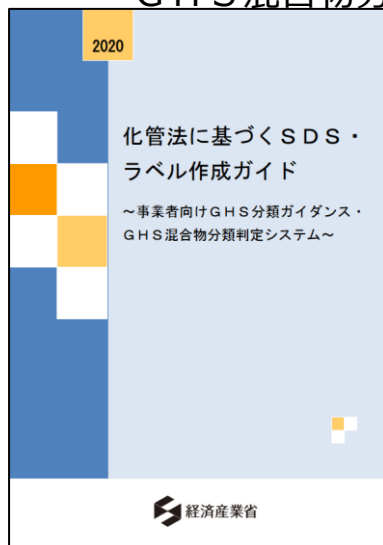
◆ 作成するにあたっての確認

- ・ 対象事業者の確認
- ・ 指定化学物質の確認
- ・ 指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の場合には、「対象製品」の確認
- ・ SDS及びラベルの記載項目の確認

※化管法の他にも厚生労働省が所管する安衛法及び毒劇法においてSDS制度が規定されているので、必要があれば別途、安衛法及び毒劇法についても確認する。

◆ 参考資料

化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイド
～事業者向けGHS分類ガイダンス
・GHS混合物分類判定システム～



https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2020/SDS_guidance_2020.pdf

－ GHS 対応 －
化管法・安衛法・毒劇法における
ラベル表示・SDS提供制度



https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2020/GHSpamphlet_2020.pdf

(参考) 化管法に基づくSDS制度に関する情報

◆ 化管法 SDS 制度

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html

◆ 化管法 SDS 制度に関するQ & A

対象事業者、対象化学物質・対象製品、作成方法、提供方法など

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html

◆ GHS 分類ガイダンス（事業者向け）

事業者が J I S Z 7 2 5 2 に基づいて、GHS 分類をより正確かつ効率的に実施するための手引き

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/ghs/h25ver1.1jenter_re.pdf

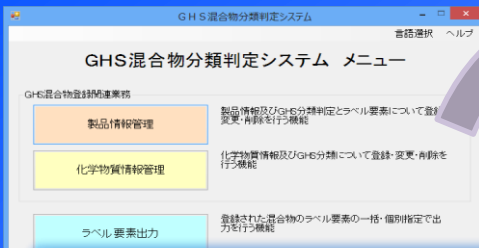


～GHS関連情報がリニューアルしました(2020/12/14)～

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

GHS分類・SDS/ラベル作成 支援ツール

nite
National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構



2021年4月
GHS混合物分類判定システムの
Webツール NITE-Gmiccs
が登場！！

特徴

- ・インストール**不要**
- ・アップデート**不要**
- ・PC移行作業**不要**

3つの**不要**でああなたのGHS分類・SDS/ラベル作成をお助けします

まずはサイトへアクセス！

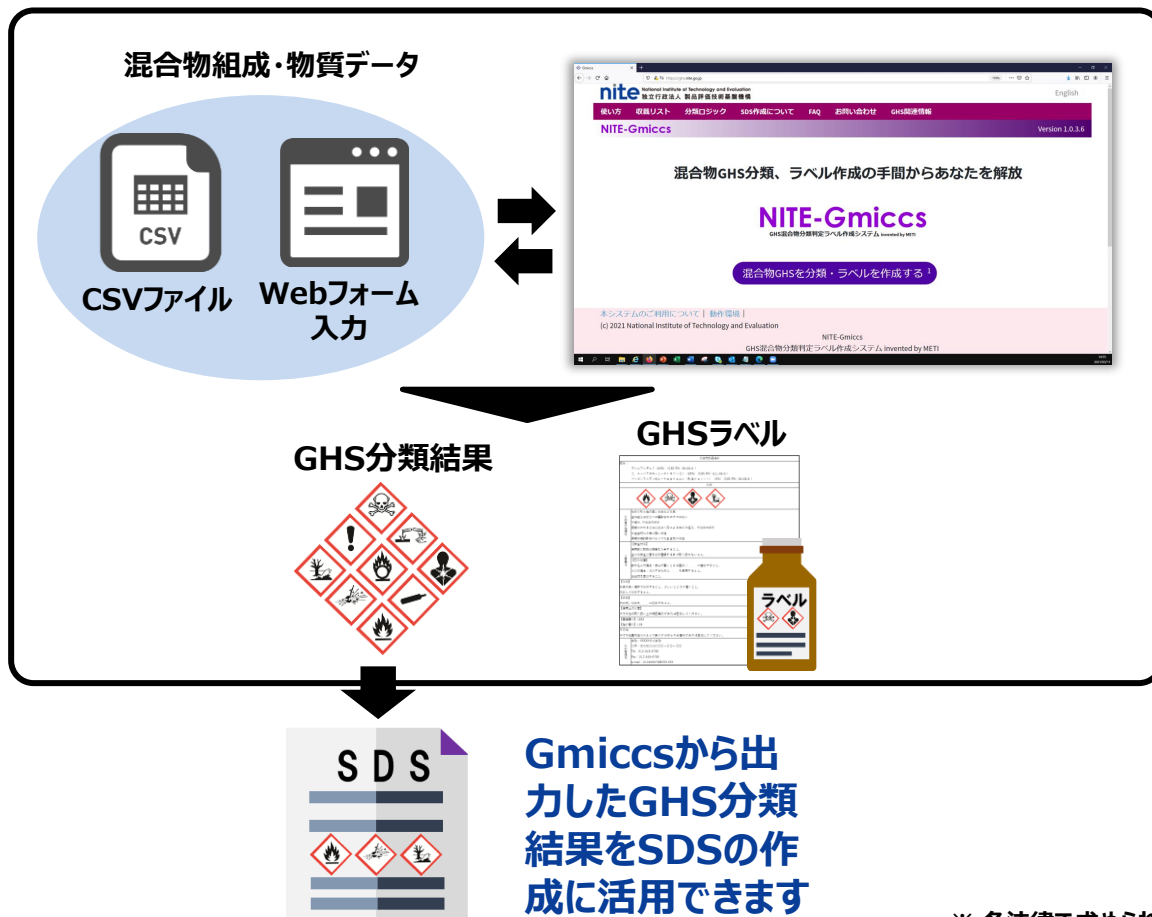
NITE Gmiccs



GHS混合物分類判定ラベル作成システム NITE-Gmiccs 活用方法

nite

法律※で求められるGHSに対応した混合物（製品）のSDS作成・ラベル表示に活用できます



化管法

- ◆ SDSの提供義務
- ◆ ラベルの表示努力義務

安衛法

- ◆ SDSの提供義務
- ◆ ラベルの表示義務

毒劇法

- ◆ 名称、含量、製造業者の情報等の表示義務
- ◆ 性状・取扱いに関する情報等の提供義務

※ 各法律で求められる義務の詳細については必ず所管省庁から公表される情報をご確認ください

TEL. 03-3481-1999 メールお問い合わせフォーム

使用方法についてお気軽にお問い合わせ下さい



独立行政法人
製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター
情報業務課

化学物質管理における リスクコミュニケーションについて

1. 化学物質の『リスク』とは
2. 化管法が制定された背景について
3. SDS制度について

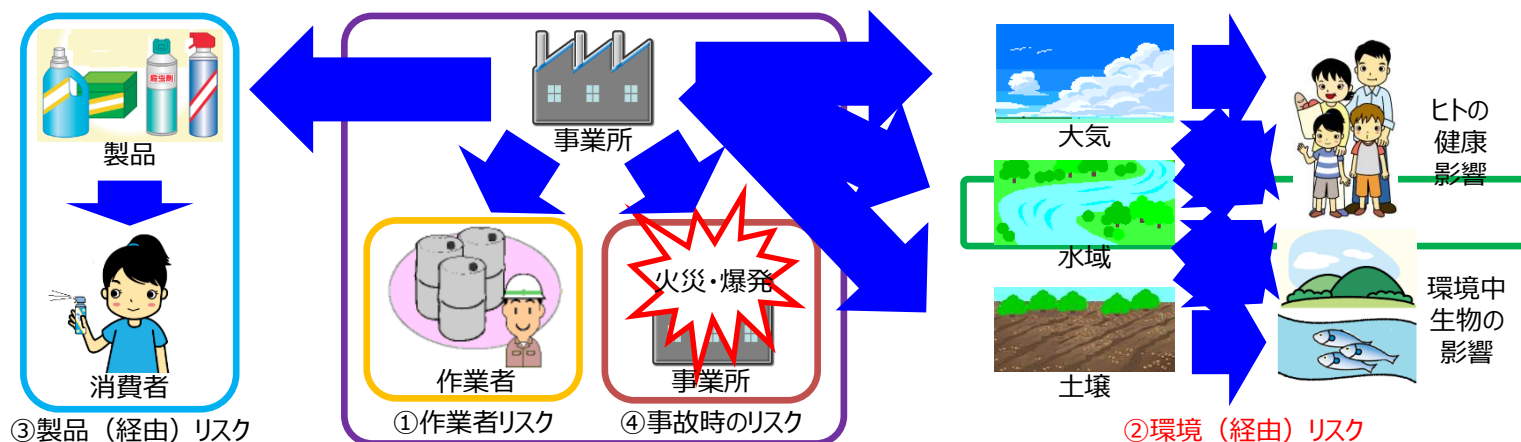
4. PRTRデータの活用

(PRTRマップを使ったリスク評価について)

5. 化管法改正後の留意点

化学物質による様々なリスク

化学物質のリスクには様々な経路でのリスクがある。

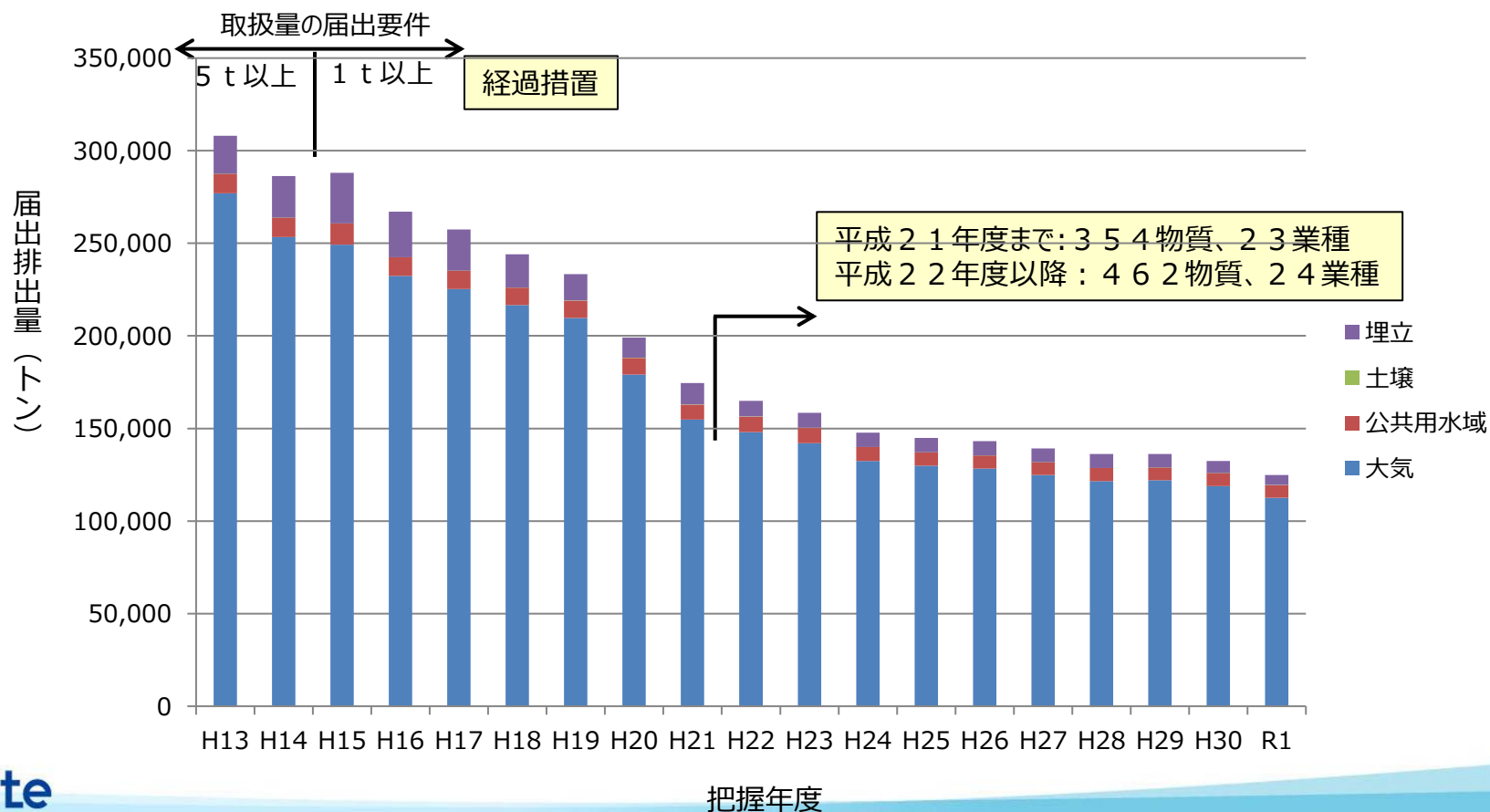


① 作業所リスク	作業者が、取り扱っている化学物質を吸い込んだり、接触したりすることで、作業者の健康に生じるリスク
② 環境（経由）リスク	大気や水域などの環境中に排出された化学物質によって、周辺環境における人の健康及び環境中の生物に生じるリスク
③ 製品（経由）リスク	製品に含まれる化学物質によって、人（消費者）の健康及び環境中の生物に生じるリスク
④ 事故時のリスク （フィジカルリスク）	爆発や火災などの事故によって、設備や建物などの物（財）、及び人の健康（人命）や環境中の生物に生じるリスク

リスク評価の必要性

P R T R 制度施行から 1 5 年以上が経過し、排出量は当初の約半分となった。

- ✓ 可能な限りの削減対策は既に実施しており、これ以上の削減は難しい。
- ✓ この先どこまで排出量を削減すれば良いのだろうか？
- リスク評価を実施し、リスクの程度を把握すれば、具体的な対応策が検討できる。
さらに P R T R データを活用 すれば時間とコストの節約が可能となるのでは…。

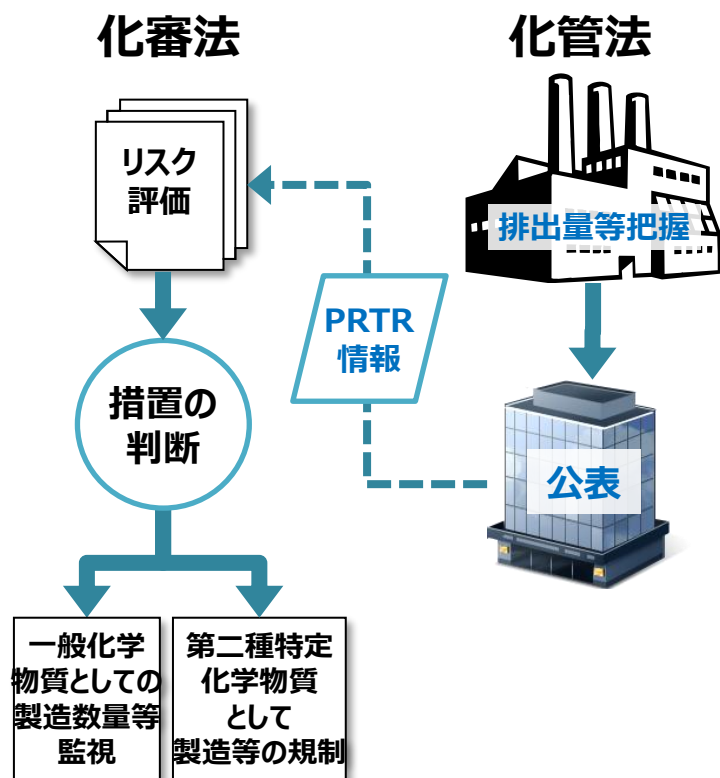


少し脱線：PRTRデータの活用

PRTRデータについて、もっと有効活用していこうという動きが国としてもある。

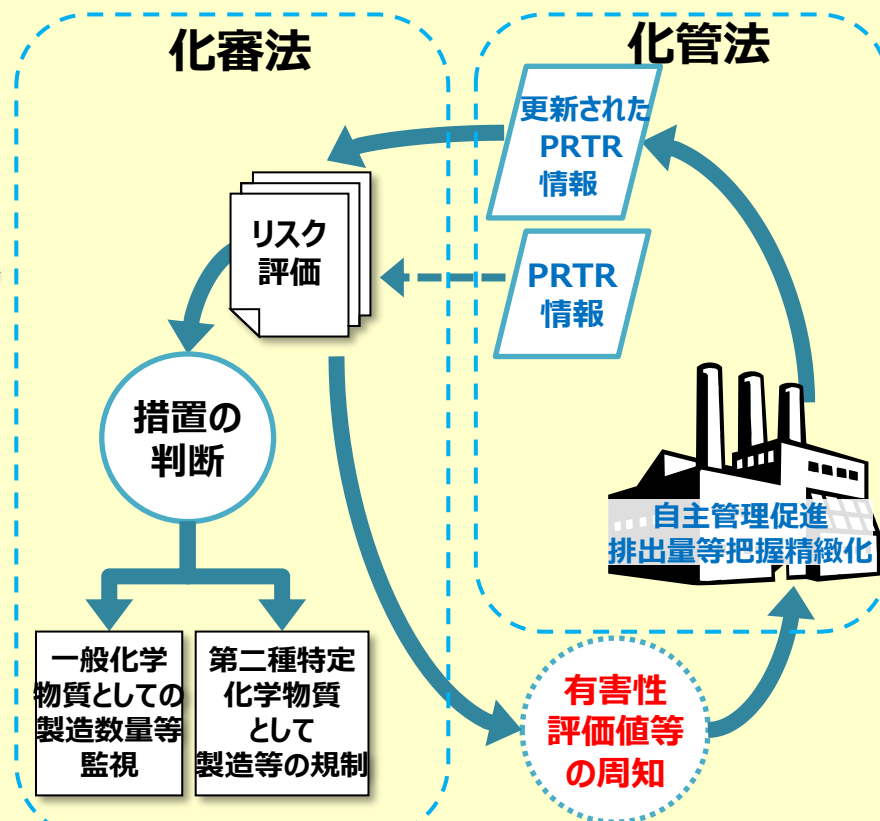
現状

- ✓ 化審法では規制措置判断のリスク評価に化管法のPRTR情報を利用。



今後

- ✓ 化審法のリスク評価で得られた有害性評価値（超過するとリスク懸念と推計される環境中濃度等）を事業者に周知することで、事業者が当該値を参考にして排出削減目標が定めやすい等のインセンティブが働き、自主管理をより一層促進。
- ✓ この結果、リスク評価と自主管理の好循環が生まれる。



参考：化審法について

目的

- 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。

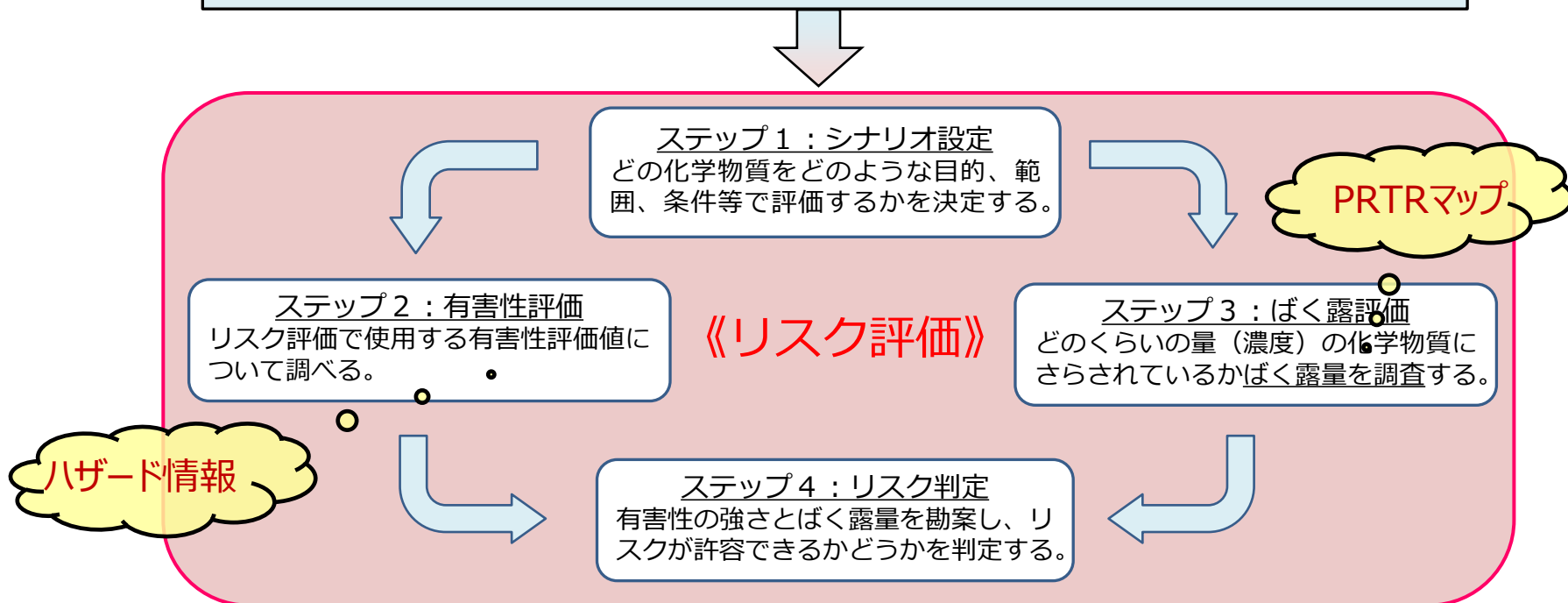
概要

- **新規化学物質の事前審査**
→ 新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査制度
- **上市後の化学物質の継続的な管理措置（既存化学物質のリスク評価など）**
→ 製造・輸入数量の把握（事後届出）、有害性情報の報告等に基づくリスク評価
- **化学物質の性状等（分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況）に応じた規制及び措置**
→ 性状に応じて「第一種特定化学物質」、「第二種特定化学物質」等に指定
→ 製造・輸入数量の把握、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等

化学物質のリスク評価（概要）

化学物質の取扱い状況の把握

取り扱っている化学物質に関する情報（化学物質の種類、取扱量、排出先、排出量、有害性情報、法規制情報など）を収集し、取扱い状況を把握する。



リスク管理、そしてリスクコミュニケーションへ

リスクの内容を分析し、その発生確率の高低と発生時の損失の度合の兼ね合いでリスク管理の方法（リスク削減措置等）を判断する。また、必要に応じ関係者間の情報共有、対話を行う。

関心のある化学物質を決める

例えば、SDSから

化管法に基づく SDS 作成例 (溶剤A | トルエン/エチルベンゼンの混合物)

作成日 2010年3月10日
改訂日 2016年1月12日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称
製品名 溶剤A

会社情報
会社名 ####株式会社
担当部署 ####部
住所 〒123-#### 東京都####
電話番号 03-####-####
Fax 番号 03-####-####
電子メールアドレス ABC@##
緊急連絡電話番号 03-####-####

会社情報は、国内製造事業者等から了解が得られている場合、当該事業者の情報を追記していただいてもかまいません。

推奨用途及び使用上の制限
一般工業用途

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性
引火性液体 区分2

健康に対する有害性
急性毒性（吸入：蒸気） 区分4
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2B
発がん性 区分2
生殖毒性 区分1A
生殖毒性・授乳に対する又は授乳を介した影響 追加区分
特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分1
（中枢神経系）、区分3
（気道刺激性、麻酔作用）
特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1（中枢神経系、腎臓）

環境に対する有害性
水生環境有害性（急性） 区分1
水生環境有害性（長期間） 区分3

GHS ラベル要素
絵表示



1/9

危険有害性の要約

10. 安定性及び反応性、化学的安定性、危険有害反応可能避けるべき条件、混触危険物質、危険有害な分解生成物

火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

成分の有害性情報
トルエン

急性毒性（経口） ラット LD₅₀=5,000 mg/kg
急性毒性（経皮） ラット LD₅₀=12,000 mg/kg
急性毒性（吸入：蒸気） ラット LC₅₀=3,319-7,646 ppm
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 ウサギ 7匹に試験物質 0.5 mL を4時間の半閉塞適用した試験において、中等度の刺激性を示した。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 ウサギ 6匹に試験物質 0.1 mL を適用した試験において、軽度の刺激性を示した。
生殖毒性 ヒトにおいて、トルエンを高濃度または長期吸引した妊婦に早産、児に小頭、耳介低位、小鼻、小顎、眼瞼裂など胎児性アルコール症候群類似の顔貌、成長阻害や多動など報告される。また、「トルエンは容易に胎盤を通過し、また母乳に分泌されるとの報告がある。」
特定標的臓器毒性（単回ばく露） ヒトで750 mg/m³を8時間の吸入ばく露で筋力、錯乱、協調障害、散瞳、3,000 ppm では重度の疲労、著しい嘔気、精神錯乱など、さらに重度の事故によるばく露では昏睡に至っている。ヒトで本物質は高濃度の急性ばく露で容易に麻酔作用を起こし、さらに、低濃度（200 ppm）のばく露されたボランティアが一過性の軽度の上気道刺激を示した。
特定標的臓器毒性（反復ばく露） トルエンに平均29年間ばく露されていた印刷労働者30名と対照者72名の疫学調査研究で、疲労、記憶力障害、集中困難、情緒不安定、その他に神経衰弱性症状が対照群に比して印刷労働者に有意に多く、神経心理学的テストでも印刷労働者の方が有意に成績が劣った。また、嗜癖でトルエンを含有した溶剤を吸入していた19歳男性で、悪心嘔吐が続き入院し、腎生検で間質性腎炎が認められ腎障害を示した。
吸引性呼吸器有害性 炭化水素であり、動粘性率は0.86 mm²/s（40℃）である。

エチルベンゼン

急性毒性（経口） ラット LD₅₀=3,500 mg/kg
急性毒性（経皮） ウサギ LD₅₀=15,400 mg/kg
急性毒性（吸入：蒸気） ラット LC₅₀=17.2 mg/L
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、軽微から軽度な眼刺激性を有する。
発がん性 IARC（2000）で2B、ACGIH（2001）でA3に分類されている。

6/9

有害性情報

<化学品の人に対する各種の有害性>

関心のある化学物質を決める

例えば、新聞から

【1, 2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンで胆管がん発症】

【2012年06月12日】

大阪市内の印刷会社の元従業員が高頻度で胆管がんを発症し、男性4人が死亡した。印刷会社で使われた洗浄剤に含まれる有機溶剤が発症原因の可能性もあると指摘しているが、因果関係はまだはっきりしていない。

一方、大阪市の印刷会社では、動物実験で発がん性が指摘されている「1, 2-ジクロロプロパン」と「ジクロロメタン」を多量に含む洗浄剤が約10年前まで使われていたが、従業員に防毒マスクを支給していなかったことが元従業員らの証言で判明。劣悪な作業環境が被害を拡大させた可能性もある。

大阪市の印刷会社では、印刷の誤りなどを修正する校正印刷部門に平成3～15年までの間に勤務していた男性33人のうち少なくとも5人が胆管がんを発症、4人が死亡した。発症年齢が25～45歳と若く、発症率は日本人男性の平均の約600倍と高かった。

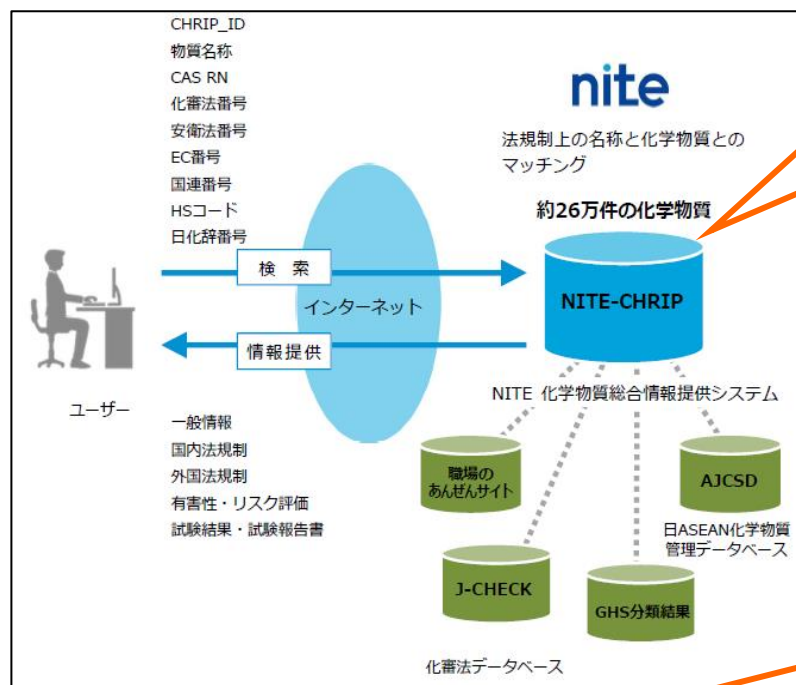
【2012年07月10日】

厚生労働省が全国の印刷業の561事業所を対象に実施した緊急調査によると、新たに3人が胆管がんを発症していたことがわかった。いずれも男性で、このうち2人は既に死亡している。この問題を巡る、胆管がんの発症者は、5都府県の5事業所で計17人（うち死亡8人）となった。

化学物質に関する情報収集（NITE-CHRIP）

【NITE-CHRIP:NITE Chemical Risk Information Platform】 https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

- 独自にデータを収集、ホームページ上で無料公開しているデータベース。
- 化学物質に関する国内外の法規制情報、有害性情報及びリスク評価情報等を検索することができる。



- 調べたい化学物質の名称、CAS No.、法規制番号を入力するだけの簡単検索（部分一致検索も可）
- 関連する法律を一挙に確認
- 約2か月に一度、最新情報に更新

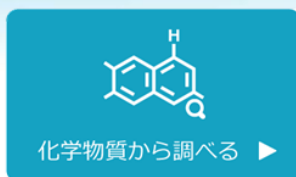
検索結果

データベース検索結果の表示 検索結果をダウンロード

一般情報	
CHRP ID	0004-687-11A
日本名	1,1,2-トリクロロエチレン
英名	1,1,2-Trichloroethene
分子式	C2HCl3
分子量	131.39
構造式	<chem>ClC(Cl)=CCl</chem>

別名	
別名	データの説明
エチルトリクロライド	
エチルトリクロロイデ	
トリクロレン	
トリクロロエチレン	
トリクロロエチン	
三塩化エチレン	
1,1,2-Trichloroethylene	
Acetylene trichloride	
ethene, trichloro-	
Ethylene trichloride	
TCE	
Trichlene	

一般情報、国内法規制、各国インベントリ、海外PRTR各国有害性評価など



例えば、
『ジクロロメタン』
を検索すると・・・

【国内法規制情報】

日本国内において**6つ**の法律
の下に管理されていることを
確認することができる

【外国法規制情報】 &

【有害性・リスク評価情報】

8つの日本以外の法規制情報
があること、**8つ**の有害性・
リスク評価に関する情報、**複
数**の試験結果・試験結果報告
書を手に入れることが確認で
きる

検索結果

データのある情報源のみ表示

データのない情報源を含めて表示

検索結果をダウンロード

一般情報

一般情報

一般情報

データの説明

CHIRP_ID	C004-664-82A	CAS RN	75-09-2
日本語名	ジクロロメタン		
英語名	Dichloromethane		
分子式	CH ₂ Cl ₂		
分子量	84.93		
SMILES	ClCCl		
構造式			

国内法規制情報

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）
- 労働安全衛生法（安衛法）
- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 土壌汚染対策法

外国法規制情報

- 危険物輸送に関する勸告
- 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）
- 東南アジア諸国連合（ASEAN）
- 欧州連合（EU）
- 米国：有害物質規制法（TSCA）
- 中国
- 韓国
- 台湾

有害性・リスク評価情報

- GHS分類結果
- 厚労省：GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報
- 産総研：リレーショナル化学災害データベース（RISCAD）
- 消防庁：危険物災害等情報支援システム
- 国内有害性評価書／リスク評価書等
- 国外有害性評価書／リスク評価書等
- 日本産業衛生学会 許容濃度等の勧告
- 発がん性評価

試験結果・試験報告書

- 試験結果・試験報告書

41

参考：NITE-CHRIIPの使い方

トップページ

日本語版：https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

英語版：https://www.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/systemTop

NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

NITE-CHRIIP (ナイトクリップ) では国内外における化学物質の法規制・有害性情報等を提供しています

[更新履歴](#) | [English](#)

[検索メニュー](#)

[>>>使い方](#)

お知らせ

最新のお知らせを掲載しています。

- 2019/2/5 [NITE-CHRIIPのデータを更新しました。](#)
- 2017/6/6 [NITE-CHRIIPの英語版マニュアルを公開しました。](#) 英語版トップページのフッターからもご覧頂けます。
- 2017/3/1 [NITE-CHRIIPのマニュアルを公開しました。](#) トップページからのフッターからもご覧頂けます。
- 2016/5/31 5月23日(月)に開催しました新CHRIIP&AJCSDの説明会資料を公開しました。[こちら](#) [1.4 MB]をご覧ください。

検索メニュー

2つの調べ方が選べます。

化学物質から調べる

法規制等から調べる

化学物質の番号、名称、分子式、構造式から、目的の物質の総合情報（一般情報・有害性情報・法規制情報等）を検索することができます。

CAS登録番号や物質名称などで検索

国内外法規制や各機関の有害性評価リストから、対象物質・評価物質を検索することができます。更に各法規制等の概要や関連リンク（法対応申請）

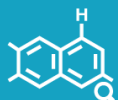
法律の規制対象物質などを一覧で表示

お問い合わせ先、FAQ、マニュアル、動作環境、本システムのご利用について

[お問い合わせ先](#) | [FAQ](#) | [マニュアル](#) | [動作環境](#) | [本システムのご利用について](#)

参考：NITE-CHRIPの使い方

総合検索(通常検索) 詳細はNITE-CHRIPマニュアル参照



化学物質から調べる ▶

CAS番号、化審
法番号、安衛法
番号、EC番号、
国連番号、
CHRIP_ID、
日化辞番号から
選択

検索条件入力

通常検索 拡張検索

<キーワード検索>

番号で検索
 CAS番号 完全一致

名称で検索 (スペースで区切って複数入力可能)
 全ての名称 部分一致

分子式で検索
 完全一致

<表示設定>

中間検索結果表示
 ・構造表示
 ・1ページに 表示

検索結果表示画面
 ・データの無い項目を
☐ 表示する ☒ 表示しない

<カテゴリによる絞り込み>
 (類別番号・法規制のそれぞれの中では、対象を複数選択した場合はそのいずれかに該当するデータが検索されます。)

■ 一般情報

☒ 日化辞

☒ 用途

■ 国内法規制情報

☒ 化学物質の審査及び製造等の規制

☒ 特定化学物質の環境への排出

<カテゴリによる絞り込み>

- 化審法既存化学物質の類別番号での絞り込みも可能
- 発がん性の評価単位での絞り込みも可能

ジクロロメタンの現状把握

◎暴露状況

環境中への排出量は、P R T R 対象物質の中でも上位である。また、排出源の多くは事業所（点源）からの排出であり、その排出先のほとんどは大気である。

◎有害性関連

I A R Cによる発がん性評価で、グループ2 Aに分類されている。また、厚生労働省は、胆管がんの発症原因と医学的に推定されるとしている等、強い有害性を示す。

◆ジクロロメタンのP R T Rデータ

単位：k g /年（排出量及び移動量）

R1年度	届出排出量				⑤届出移動量 (廃棄物 + 下水道)	⑥届出排出 ・移動量合計 [④+⑤]	⑦届出外 排出量 (推計値)	⑧総排出量 (届出+推計) [④+⑦]	⑨届出 排出量割合 [④/⑧]
地域	①大気	②水域	③土壌 + 埋立	④合計 [①+②+③]					
全 国	9,234,241	4,328	0	9,238,569	6,579,129	15,817,698	1,826,253	11,064,822	83%
愛知県	463,452	111	0	463,563	151,469	615,032	141,590	605,153	77%

⑦は、対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量のみ推計されている。

- ✓ 大気への届出排出量が4 6 2 物質中、全国で5 番目、愛知県では6番目に多い。
- ✓ 届出排出量の割合は、全国で83%、愛知県においては77%とやや高い。
- ✓ 届出排出量のうち、大気からの排出量は9 9 . 9 %以上である。（すそ切り以下事業者からの排出割合も同様）

◆印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会（厚生労働省）

2 0 1 2 年 3 月に、大阪府の印刷事業場で、化学物質の使用により胆管がんを発症したとの請求がなされたことを受け、同年 9 月から「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」において業務との因果関係について検討し、大阪府の印刷事業場に従事する労働者に発症した胆管がんの発症原因について、医学的知見を報告書としてとりまとめました。

【報告書のポイント】(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002x6at-att/2r9852000002x6zy.pdf>)

- (1) 胆管がんは、ジクロロメタン又は 1 , 2 -ジクロロプロパンに長期間、高濃度暴露することにより発症し得ると医学的に推定できる
- (2) 本件事業場で発生した胆管がんは、1 , 2 -ジクロロプロパンに長期間、高濃度暴露したことが原因で発症した蓋然性が極めて高い。

リスク評価の前提と目的を明確にする

シナリオ設定：リスク評価の目的、範囲、条件等を決定する。

⇒どの化学物質が、どのような道筋で、何に影響を与えるのかなどリスク評価の前提となる条件を設定する。

①シナリオ

目的：ジクロロメタンによる愛知県庁周辺の呼吸による健康影響を評価する。

- 対象物質：ジクロロメタン（別名：塩化メチレン）
- 関連法令：化管法（第一種指定化学物質 政令番号：1－186）、安衛法、化審法、大防法、他
- 対象期間：平成30年度（2018年度）
- 対象地域：愛知県庁周辺
[愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1－2]
- 対 象：愛知県庁周辺に居住する市民
- 対象影響：健康影響（長期毒性）
- 暴露経路：大気からの吸入暴露（一般環境経由）

考慮事項：

- ① リスク評価の対象とする化学物質の選定
- ② 影響を受ける対象の選定（評価する地域、ヒト・生物の選定）
- ③ 化学物質の排出条件と排出先の把握
- ④ 暴露の道筋と経路の検討

その他

評価基準値の設定

ステップ1で設定したシナリオに基づいて、

対象とする生物、対象とする影響、対象とする暴露経路などをもとに、適切な評価基準値を設定する

②評価基準値

【評価基準値の設定】

- リスク評価に用いるためのヒトや生物に対して有害な影響を示さない化学物質の量（評価の対象となる値）である「**評価基準値**」を設定する。
- 「**評価基準値**」として設定することができるデータには、以下のものがある。
 - ① 動物試験の結果をヒトに適用した量
 - ② 大気的环境基準や指針値（次スライド）

有害性情報を調べる方法(例)

- SDS(Safety Data Sheet)
- 既存の有害性評価書及びリスク評価書
- 有害性情報に関するデータベース

評価基準値の設定（環境基準値等の利用）

例えば、

評価基準値： $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ （年平均値）

- 有害性評価では、人の健康に対して有害な影響を示さない量を求める。
- ここでは、評価基準値としてジクロロメタンの有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準 $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ （年平均値）を採用する。

【環境基準等の検索方法】

◆chemi COCO（ケミココ）【<http://www.chemicoco.go.jp/>】

基準値・指針値は環境省化学物質情報検索支援システム（ケミココ）より検索可能

ケミココ chemi COCO 環境省 化学物質情報検索支援システム

ここから探せる 化学物質情報

HOME 化学物質関連法律から調べる 化学物質関連ニュース 化学物質外部リンク集 リクエストフォーム

化学物質情報検索

法令・適用区分から検索 法令を選択して下さい 適用区分を選択して下さい

身の回りの製品から検索 製品を選択して下さい

基準値・指針値から調べる

規制がかかっている化学物質から調べることができます。

大気環境基準 水質環境基準（健康項目） 地下水環境基準

土壌環境基準 ダイオキシン類環境基準 有害大気汚染物質環境基準

水質要監視項目指針値 水質排水基準（健康項目）

大気環境基準	
大気汚染に係る環境基準	
物質名	環境基準
二酸化いおう（ SO_2 ）	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
一酸化炭素（ CO ）	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質（ SPM ）	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m^3 以下であること。
二酸化窒素（ NO_2 ）	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（ O_3 ）	1時間値が0.06 ppm以下であること。
有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準	
物質名	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m^3 以下であること。

ステップ3：ばく露評価

ステップ1で設定したシナリオに基づいて、

ばく露評価：

どれくらいの量の化学物質に晒されているのかを推定する。

⇒化学物質が影響を受ける対象へ至る道筋（ばく露経路）と暴露する量（濃度）を求める。

⇒ばく露量は、実測値あるいは数理モデルを用いて推定する。



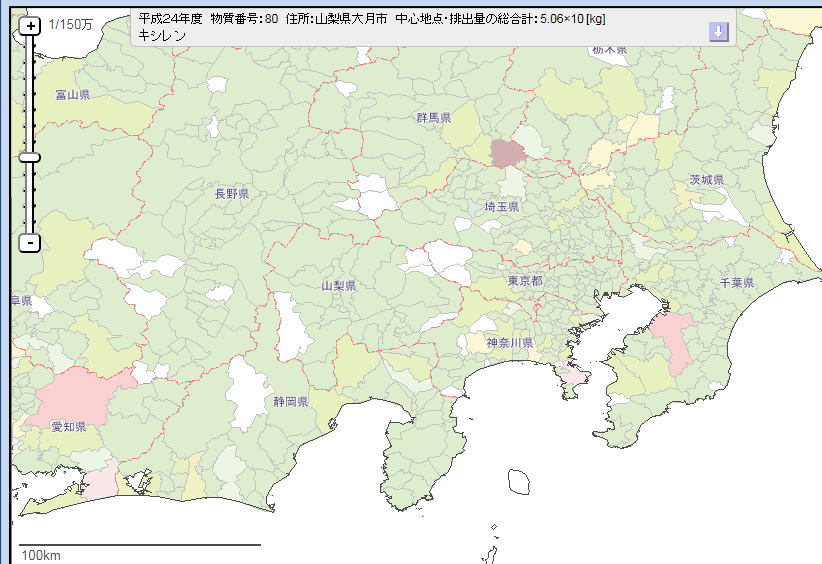
PRTRマップの活用

定常的な実測が困難な場合は、

PRTRマップの濃度マップを活用し、大気中推定濃度（ばく露量）を調べる。

PRTRマップ（<https://www.prtrmap.nite.go.jp/prtr/top.do>）

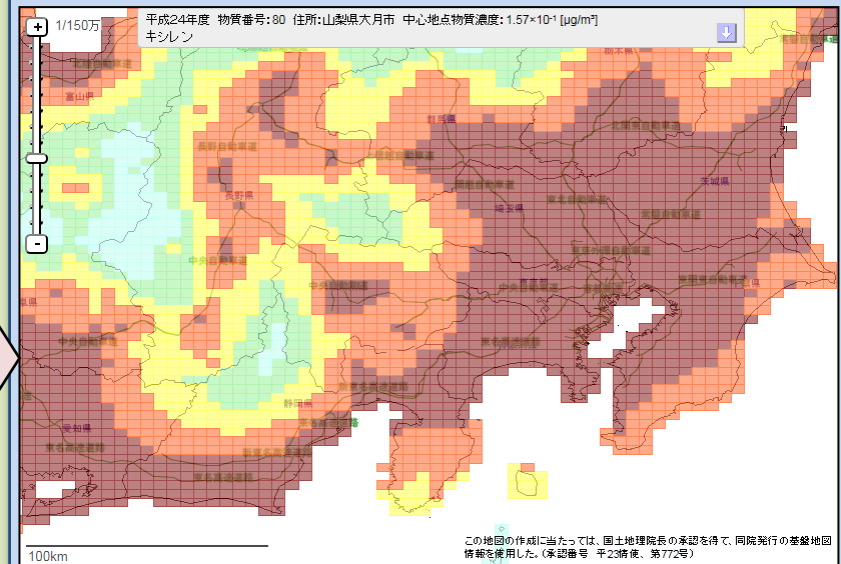
排出量マップ



PRTR届出データの排出量を縮尺に応じて都道府県単位または市区町村単位(自治体単位)または町名単位で色分け表示している。

同期

濃度マップ

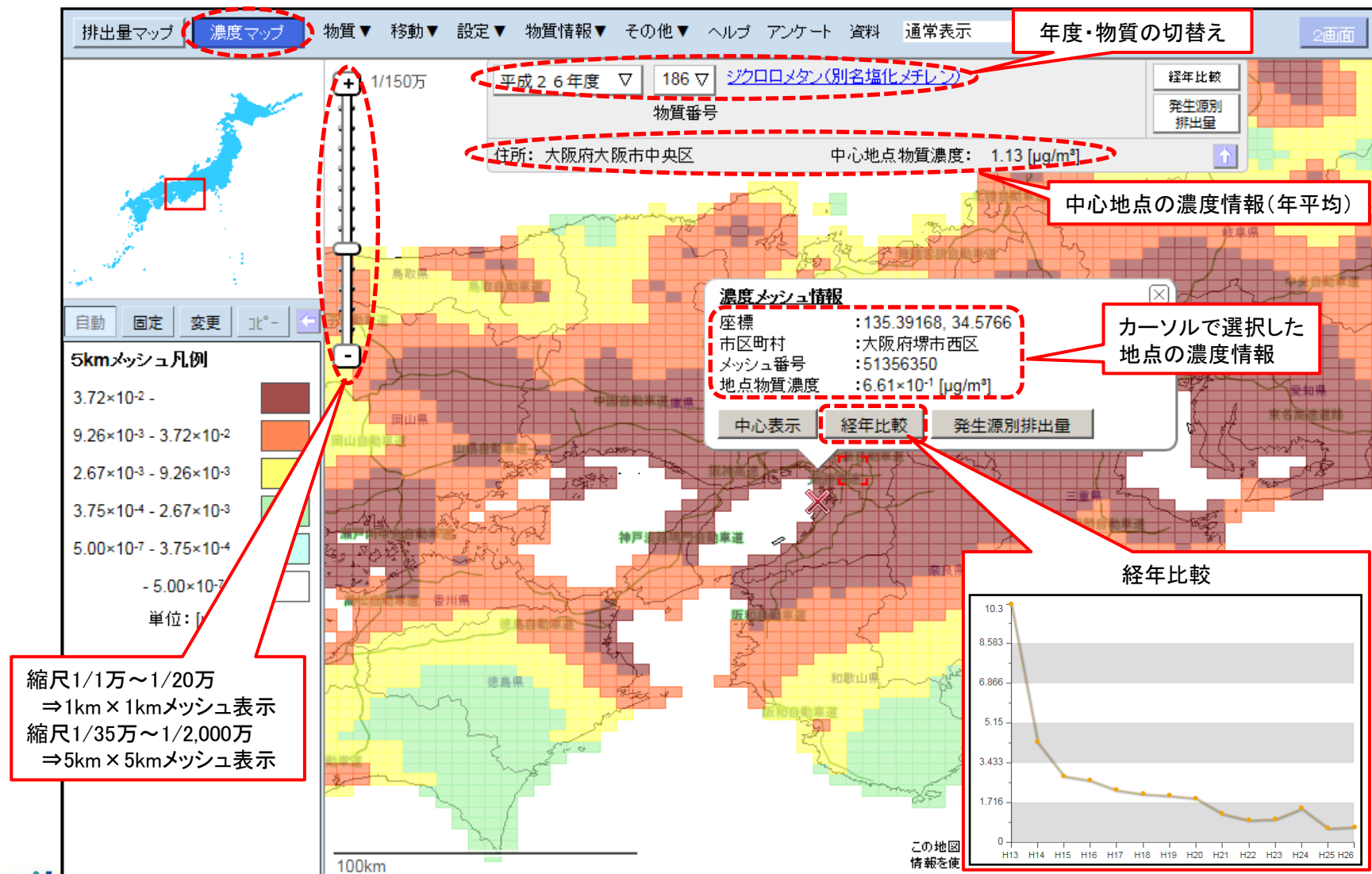


PRTRの届出データと推計データの排出量を合計したデータをもとに、気象データや物性データを加味した大気モデルにより大気中の濃度を推定し、5km×5km又は1km×1kmのメッシュ単位で地図上に表示している。(シミュレーションモデル: AIST-ADMER)

※毎年度データを更新。(現時点の最新版は2018年度把握分)

PRTRマップ（濃度マップ）の機能

濃度マップから、推定濃度の分布や選択した地点の推定濃度を調べることができる。（年度や対象物質の選択が可能）

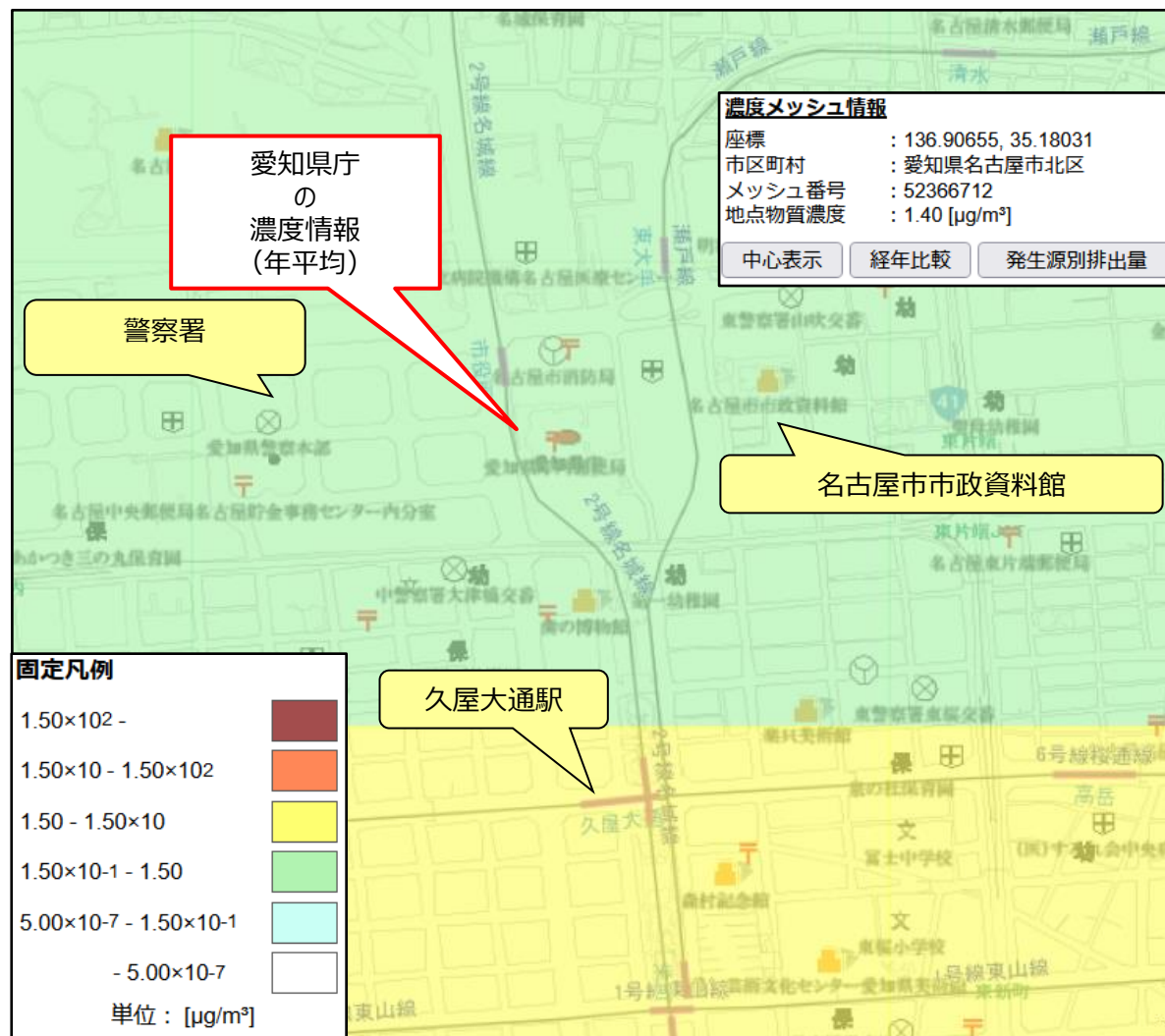


PRTRマップを活用した暴露濃度の設定

③暴露評価

愛知県庁周辺のジクロロメタンの推定暴露量（濃度）

$1.40\mu\text{g}/\text{m}^3 = 0.00140\text{ mg}/\text{m}^3$ （年平均）



ステップ4：リスク判定

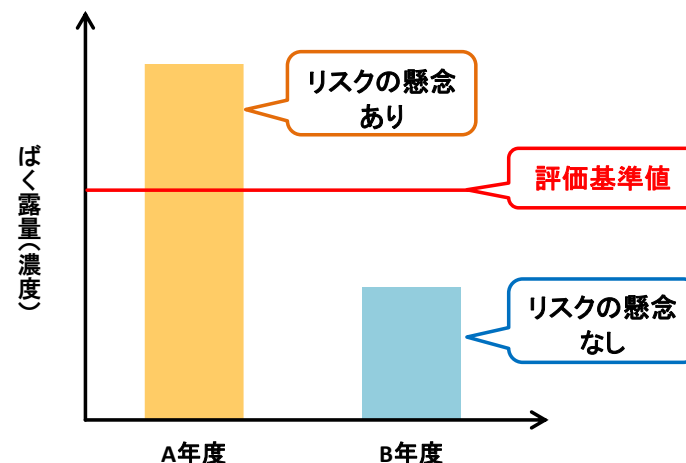
ステップ2で設定した評価基準値と
ステップ3で求めた推定ばく露量（濃度）に基づいて、

推定されたばく露量（濃度）が評価基準値より高いかどうか
をみることにより、環境リスクが懸念されるか判定する。

リスク判定の基準

評価基準値 $\leq$ 推定ばく露量（濃度） $\Rightarrow$ リスクの懸念あり

評価基準値 $>$ 推定ばく露量（濃度） $\Rightarrow$ リスクの懸念なし

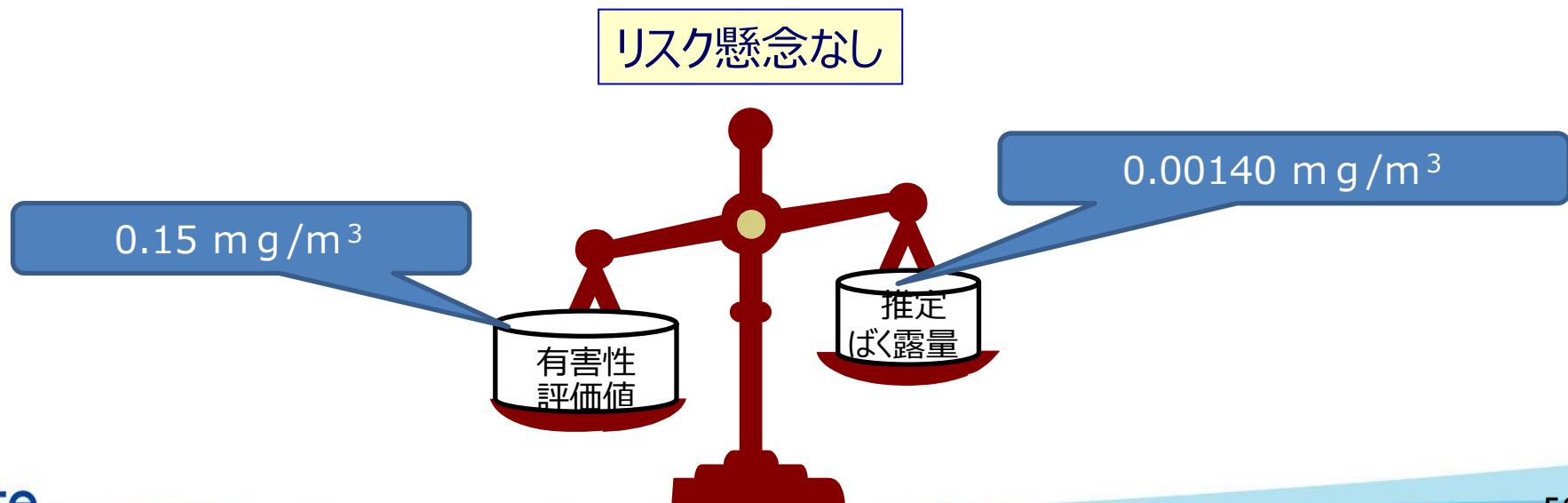


ステップ4：リスク判定（例）

《リスクの判定結果》

評価基準値		推定ばく露量（濃度）
<u>0.15 mg/m³</u>	>	<u>0.00140 mg/m³</u>

- 愛知県庁周辺におけるジクロロメタンの推定暴露量（濃度）0.00140 mg/m³は、評価基準値0.15mg/m³よりも小さい。
- したがって、現時点ではジクロロメタンによる愛知県庁周辺住民の呼吸による健康リスクの懸念はないと判断する。

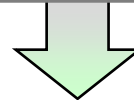
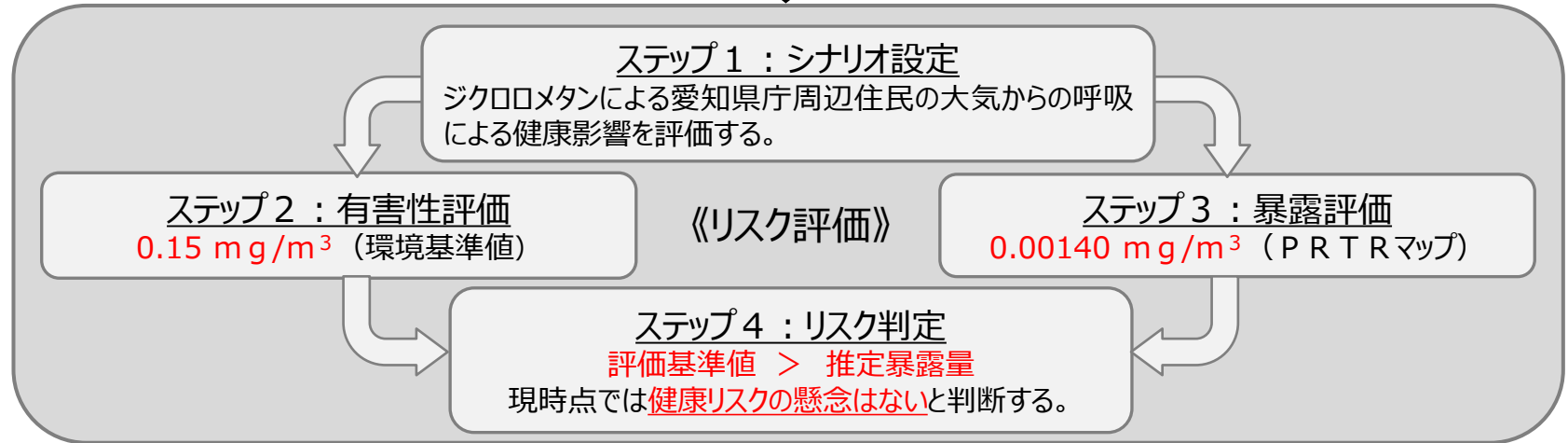
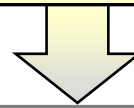


ジクロロメタンのリスク評価のまとめ (愛知県庁周辺)

化学物質情報の収集（取扱い状況の把握）

- ・愛知県におけるジクロロメタンの排出量は、P R T R 対象物質中6番目に多く、そのほとんどが大気への排出である。
- ・ I A R C の発がん性評価でグループ 2 A（ヒトに対しておそらく発がん性を示す）に分類されているなど、強い有害性を示す。

現時点の排出状況において、愛知県民（愛知県庁周辺の居住者）の健康に影響はあるのか。



リスク管理・リスクコミュニケーション

リスク評価の結果、現時点において愛知県庁周辺のジクロロメタンによるリスクは許容できる範囲内であり、現状の管理を継続する。

しかし、排出状況は変動するため、ジクロロメタンの大気中濃度の監視を継続的に行う。

また、リスク評価結果については、C S R 報告書や住民説明会等において定期的にわかりやすく紹介する。

リスクに基づく適切な化学物質管理

- 化学物質による人の健康や環境中の生物への影響を科学的手法により明らかにする。（[リスク評価](#)）
- 得られたリスク評価結果からリスクの内容を分析して、リスクが許容できるかどうかのレベル設定を行い、そのリスクを超えないように管理する。（[リスク管理](#)）
- これら一連の情報を根拠を付して、社会に向けてわかりやすく提示する。（[リスクコミュニケーション](#)）

1. 対象とする化学物質を選択する。
有害性、排出量、法制度、社会・経済状況、費用対効果等を考慮。
2. リスクの程度を把握する。… [リスク評価](#)
 - ① リスクの定量的な評価
 - ② 社内、社外の様々な要因の検討
3. 具体的な対策を行う。… [リスク管理](#)
 - ① リスクが懸念される。
⇒ 低減策（施設改修、代替物質、社内体制等）の検討
 - ② リスクが懸念されない。
⇒ 現在の低いリスクを継続するための対策
 - ③ リスクの状況を問わず。
⇒ 住民への情報提供の方法の検討（[リスクコミュニケーション](#)、CSR報告書等）

【参考】リスクコミュニケーションの手法

【化学物質管理におけるリスクコミュニケーションガイド】 (リスコミガイド)

- 化管法制定と共にリスコミが導入されて
20年近くが経過
 - ✓国、自治体、業界団体はその普及に努めてきた
 - ✓ノウハウが蓄積されていった
- リスコミを取り巻く環境は大きく変化
 - ✓情報公開が社会的責任のひとつとしての理解
 - ✓大規模災害リスクへの関心の高まり

<リスコミの企画のための入門書>

- ・自治体や企業のリスコミ担当者などリスコミを企画する側への支援
- ・住民側の視点や役割に関する記述ももりこんでいる
- ・具体的な事例を踏まえた解説書



【ホームページ】

<https://www.nite.go.jp/data/000094804.pdf>

また、リスコミに関しては下のページにまとめております。

https://www.nite.go.jp/chem/management/rc_index.html

化学物質管理における リスクコミュニケーションについて

1. 化学物質の『リスク』とは
2. 化管法が制定された背景について
3. SDS制度について
4. PRTRデータの活用
(PRTRマップを使ったリスク評価について)
5. 化管法改正後の留意点

化管法改正について

- 施行後から7年後に見直すことになっている。
- 前回の見直しから7年経過したため、平成30年度から見直しを行っている。
物質見直しに係るパブリックコメントを募集等が終わっていることから、近い将来、改正後の政省令が公布されると思われる。
- 前回改正した際は、対象物質が354物質から462物質に増加。次の改正後はどうなるかについては次のスライドで説明。

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

附則（抄）
（施行期日）

（検討）
第三条 政府は、この法律の施行後七年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔平成二・七・一三〕
法律 八 六

化管法改正について

※経済産業省HPから抜粋：
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

<現行（2008年改正）>

<改正後（2021年改正）>

第1種指定化学物質
(462)

第1種指定化学物質
(515) (※)

特定第1種 (15)

特定第1種 (23)

1種→1種 (320)

1種→1種 (320)

1種→2種 (56)

2種→1種 (12)

1種→除外 (86)

追加 (188)

第2種指定化学物質
(100)

第2種指定化学物質
(134)

2種→2種 (10)

2種→2種 (10)

2種→1種 (12)

1種→2種 (56)

2種→除外 (78)

追加 (68)

除外 (164)

現行化管法
対象物質
以外の物質
(256)

⚠【注意】⚠

物質の増減だけではなく、統合（例えば鉛など）された物質や分離された物質があります。物質リスト（次のスライドに掲載しています。）を確認するようにお願いいたします。

化管法対象物質が増加した。

化管法改正について

ホーム 経済産業省について お知らせ 政策について 統計

政策について ▶ 政策一覧 ▶ 安全・安心 ▶ 化学物質管理 ▶ 化学物質排出把握管理促進法 ▶ PRTR制度 ▶ 政省令等 ▶ 対象

対象化学物質について -物質一覧表-

PRTR制度トップ ▶ 対象化学物質 ▶ 対象事業者 ▶ 排出量等の算出方法 ▶ 届出方法 ▶ 集計結果の公表 ▶ 開
政省令等

管理番号リスト（新旧対照表）

リストにおける変遷等記号は以下の内容となっています。

- ：除外される物質（2008第1種：86物質、2008第2種：78物質）
- （グループ化等、理由）：グループ化、範囲拡大等、新たに管理番号が付与される物質（9物質）
- ▲：2008第1種→2021第2種（56物質）
- ：2008第2種→2021第1種（12物質）
- ：特定1種追加（9物質）
- ★：現行指定物質のグループ化、範囲拡大、分離等による新規物質（7物質）
- ：新規追加物質（2021第1種：188物質、2021第2種：68物質、そのうち、制定時物質復活（一部範囲拡大）：13物質）
- ◇：名称変更（指定範囲変更なし：ノルマル削除、ウレア→尿素変更、炭化水素鎖表記の統一化）

リスト中「2021（R3）改正政令番号」の列には、改正政令別表第1の物質（第1種指定化学物質）については号番号を算用数字のもの前に「1-」を、同令別表2の物質（第2種指定化学物質）については号番号を算用数字にして3桁表記にしたものの前記しています。

- EXCEL形式（EXCEL形式：109KB）
- PDF形式（PDF形式：911KB）

～経済産業省・HP～

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

ナイトについて

国際評価技術

バイオテクノロジー

Google

化学物質管理

HOME > 化学物質管理 > 化管法関連情報 > SDS制度 > SDS対象物質とは

SDS対象物質とは

View t

SDS制度の対象となる化学物質は、本法に定める第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質（安全衛生法、毒物及び劇物取締法によってもSDS対象物質が定められています）。

化管法対象物質（2021（令和3）年10月20日公布）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部（2021（令和3）年10月20日公布され、対象物質が2023（令和5）年4月1日から変更します。第一種及び第二種指定化学物質一覧リスト（代表的なCAS登録番号記載）【Excel: 124KB】

<<追記:2021.10.26>>

管理番号598及び599の物質について代表的なCAS登録番号を修正しました。

【参考】2021（令和3）年11月30日確認済みのCAS登録番号のリストを掲載しました。

第一種及び第二種指定化学物質一覧リスト（確認済みのCAS登録番号記載）【Excel: 662KB】

～NITE・HP～

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msmate.html>

 物質リストについては経済産業省またはNITEのHPからダウンロードできます！

化管法改正について

管理番号	物質名称	別名	2021 (R3) 改正				多 一 種
			第 一 種	特 定 第 一 種	第 二 種	政令番号	
1	鉛の水溶性化合物		●			1-001	●
2	アクリルアミド		●			1-003	●
3	アクリル酸エチル		●			1-004	●
4	アクリル酸及びその水溶性塩		●			1-006	●
5	アクリル酸 (ジメチルアミノ) エチル		●			1-007	●
6	アクリル酸						
7	アクリル酸						
8	アクリル酸						
9	アクリル酸						
10	アクリル酸						
11	アジ酸						
12	アセトアルデヒド		●	●		1-017	●
13	アセトニトリル						●
14	アセトンシアノヒドリン		●			1-018	●
15	アセナフテン		●			1-019	●
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル						●

前回改正時は、指定物質からの除外に伴い、当該物質以降の物質番号にずれが生じましたが、今回から政令番号とは異なる**“管理番号”**が付与されました。

⇒化管法の政令改正により今後指定化学物質が追加・削除されても、**1 指定化学物質に対応する固有の 1 番号となる管理番号は原則維持されます。(事業者の負担軽減)**

化管法改正について

経済産業省・HPに改正後の物質に関するよくあるご質問が掲載されております。

よくあるご質問

問1
アクリル酸重合物には、アクリル酸重合物の塩やアクリル酸誘導体の重合物が含まれるのでしょうか。

答1
アクリル酸重合物はアクリル酸のみで構成される重合物を指しています。従って、アクリル酸重合物の塩やアクリル酸誘導体の重合物は含まれません。
ただし、アクリル酸重合物の塩の製品としてのSDSは対象外ですが、PRTRの届出において、使用の過程でアクリル酸重合物（H形）に解離するのであれば、アクリル酸重合物（H形）の年間生成量を年間取扱量として届出の必要性を判断してください。

問2
現行対象物質「アクリル酸ノルマルブチル」が改正により「アクリル酸ブチル」（管理番号7）に名称が変更されておりますが、ノルマルが削除されたことによって分枝型の物質も含むことになるのでしょうか。

～経済産業省・HP～

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

NITE・HP(NITE-CHIRP)に対象化学物質の英語リストが掲載されております。

NITE-CHIRP
NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

FAQ | Update history | Japanese |

NITE-CHIRP is a database provided information on Risk Assessments and Laws & Regulations, etc., of chemical substances.

Lists Menu > Lists of Laws and Regulations, etc. > List
>>>Help >>>Help >>>Help

Display by Decree number etc

→ Display by CHIRP_ID and CAS RN

Japan: PRTR-SDS Law (from April 2023)

Data Description Category ALL Downloading the search results

<<Previous Page 1-100 / 649 Next Page>>

100 results / page

	JPSN(Japan PRTR-SDS Number)	Classification	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
▶	1	I	1-001	Zinc compounds (water-soluble)
▶	2	I	1-003	Acrylamide
▶	3	I	1-004	Ethyl acrylate
▶	4	I	1-006	Acrylic acid and its water-soluble salts
▶	5	I	1-007	2-(Dimethylamino)ethyl acrylate
▶	6	II	2-001	2-Hydroxyethyl acrylate
▶	7	I	1-009	Butyl acrylate

～NITE・HP(NITE-CHIRP)～

https://www.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpclst?_e_trans=&slScNm=RJ_02_002

ご活用ください！！

化管法改正について

～PRTR制度について～

新規指定化学物質の排出量等の**把握**は**令和5(2023)年4月1日**

//

届出は**令和6(2024)年4月1日**

からになります。

～SDS制度について～

新規指定化学物質のSDS提供義務は**令和5(2023)年4月1日**から開始されますが、サプライチェーン上の事業者へ情報が行き渡るよう、**可能な限り早期**に新規指定化学物質に対応したSDSの提供をお願いいたします。

制度		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
SDS	指定物質① (改正後 対象外)	SDSの提供 (政令改正前(現行)の指定物質であって 改正後に対象外となる指定物質)			
	指定物質② (改正前・後 も対象)	SDSの提供 (政令改正前後で変更のない指定物質)		SDSの提供 (政令改正前後で変更のない指定物質)	
	指定物質③ (改正後 対象)	新旧両方の指定物質を併記した SDSの作成・提供		SDSの提供 (政令改正後の指定物質)	
		SDSの提供準備 (政令改正後に新たに追加となる 指定物質のSDS作成・周知)			
PRTR	事業者による 把握	2021年度分把握 (政令改正前(現行)の 第一種指定物質)	2022年度分把握 (政令改正前(現行)の 第一種指定物質)	2023年度分把握 (政令改正後の 第一種指定物質)	2024年度分把握 (政令改正後の 第一種指定物質)
	事業者による 届出・ 国による公表	2020年度分の届出・公表	届出 → 公表	届出 → 公表	届出 → 公表

経済産業省のHPに『**化管法の政令改正（物質見直し）に伴うSDSの提供について**』掲載されております。

一度目を通していただくことをおすすめいたします！

<<経済産業省HP>>

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

その他：届出の手続きについて押印が廃止されました

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（仮称）の概要

1. 改正の背景

- 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。
 - これを踏まえ、今般、国民や事業者等に対して押印を求めている手続に関して押印を不要とするため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の様式について所要の規定の整備を行う。
- ※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

詳細については、届出の手引きをご参照ください！

※令和2年11月26日パブコメより抜粋

www.meti.go.jp > policy > law > prtr > tebiki2 ▾

PRTR届出の手引き（METI/経済産業省）

「PRTR届出の手引き」は、本法に基づくPRTRの届出に関する解説したものです。届出書の作成・提出の方法について



今年度から押印は不要になっています。

NITEからの情報提供

化学物質管理に関する情報収集には

メールマガジン【NITEケミマガ】
NITE化学物質関連情報

NITEケミマガ

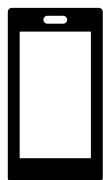
検索

配信登録受付中！

https://www.nite.go.jp/chem/mailmagazine/chemmail_01.html

- ✓ 化学物質管理に関するサイトの新着情報、報道発表情報等を無料で配信するサービスです。
- ✓ 政府、独立行政法人等の公的機関等のホームページから発信された情報をリンクとともに掲載しております。
- ✓ 原則毎週水曜日にお届けします。

NITEからの情報提供



●厚生労働省

【2020/02/03】

- ・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
(ペーパーレス) 資料

→ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09258.html

2月4日 ●欧州委員会(EC)

1.食品

- ・農薬
- ・農薬
- ・農薬
- ・農薬

【2020/02/06】

- ・ Technical Barriers to Trade Information Management System
Regular notification G/TBT/N/EU/698

→ <http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/161741?FromAllNotifications=True>

欧州委員会

III を改正す

内分泌かく

するため、

この通報へ

●セミナー情報

- ・ 欧州における化学物質管理政策最新動向セミナーについて

○環境省 → <http://www.env.go.jp/press/107677.html>

○化学物質国際対応ネットワーク → <http://chemical-net.env.go.jp/seminar20200305.html>

以下の要領で標記セミナーが開催される。

日時：3月5日(木) 13:00-15:30 (12:15 から受付開始)

場所：東京大学伊藤国際学術研究センター (地下2階 伊藤謝恩ホール)
(東京都文京区本郷 7-3-1)

主催：環境省/化学物質国際対応ネットワーク

プログラム(予定)：

○ 化学物質管理政策の最新動向 (伊藤 浩二氏)

セミナー情報

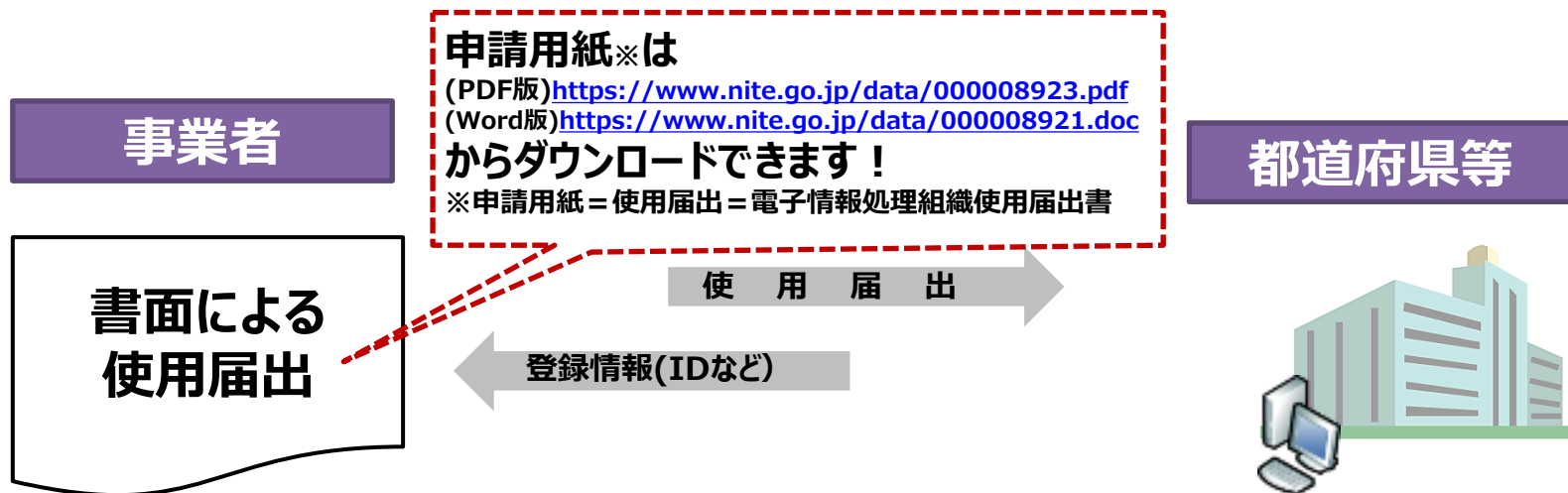
○ 化学物質管理政策の最新動向 (伊藤 浩二氏)

※バックナンバー【キーワード検索も可能】

<https://www.nite.go.jp/chem/shiryo/chemimaga.html>

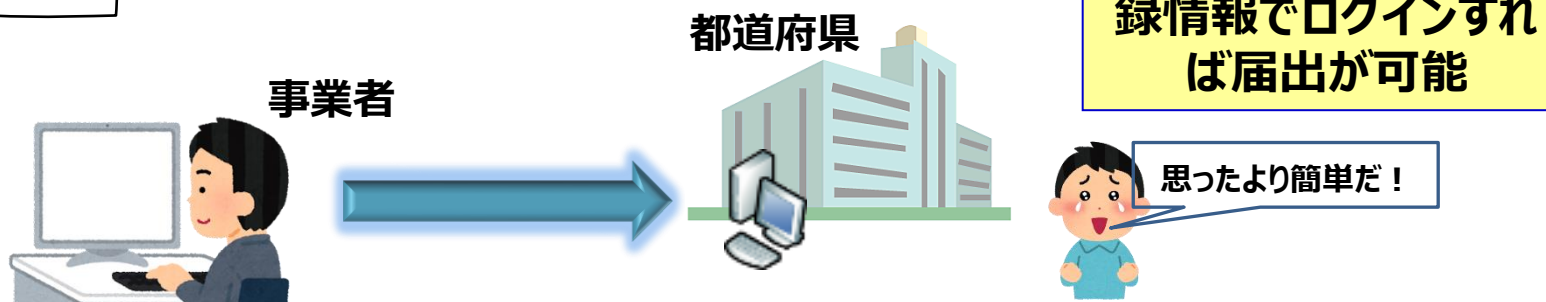
最後に PRTRの御担当者の皆様へ・・・

～電子届出を活用しよう～



使用届出を都道府県に提出することで、登録できる！
(提出方法は自治体にもよりますが、郵送などで行えるため直接行かなくても問題ありません！)

その後・・・



最後に PRTRの御担当者の皆様へ...

電子届出のメリット(届出書作成時点)

届出書作成時は、『届出者の情報』、『事業所の情報』、
(昨年度も届出している場合)『別紙の情報』が入っているので **作成がとても簡単!**

<届出者>		
(ふりがな) 住所	郵便番号	〒 151 - 0066 (半角数字) 【必須】 住所検索 ※郵便番号は半角数字。その地区で通常用いられるものに限り。 (大口事業者の個別郵便番号は使用できません。)
	(ふりがな)	とうきょうと (全角かな) 【必須】
	都道府県名	東京都 ▼ 【必須】
	(ふりがな)	しぶやく (全角かな) 【必須】
	市区町村名	渋谷区 ▼ 【必須】
	(ふりがな)	にしはら2ちょうめ (全角かな) 【必須】
	町域名以下	西原2丁目 (全角) 【必須】
	(ふりがな)	どくりつぎょうせいほうじんせいひんひょうかぎじゅ (全角かな) 【必須】
氏名 (法人にあつては名称)	独立行政法人製品評価技術基盤機構	(全角) 【必須】
(ふりがな)	りじちょう	(全角かな) 【必須】
氏名 (法人にあつては代表者の役職)	理事長	(全角) 【必須】
(ふりがな)	はせがわ ふみひこ	(全角かな) 【必須】
氏名 (法人にあつては代表者の氏名)	長谷川 史彦	(全角) 【必須】
<代理人>		
(ふりがな)		(全角かな)
役職		(全角) ※化学物質の管理責任者以上の役職に限り (工場長等)。
(ふりがな)		(全角かな)
氏名		(全角)
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。		
※本項目(「前回の届出における名称」は除く。)は把握対象年度の4/1時点の情報を入力してください。		
※変更があった場合は事前に「電子情報処理組織変更届出」が必要となります。		
<事業所の概要>		
(ふりがな)	せいほうじんせいひんひょうかぎじゅつぎばんきこう	(全角かな) 【必須】
事業者の名称 (前年4/1時点)	独立行政法人製品評価技術基盤機構	(全角) 【必須】

毎回同じ情報を入力しなくても大丈夫!!



最後に PRTRの御担当者の皆様へ・・・

電子届出のメリット(届出書作成時点)

自動的に有効数字を2桁に変換してくれます！！

号 番 号			
⊕ [REDACTED] 入力された値『6210』は『6200』に変換されます。 OK			
<排出量>			
イ 大気への排出	6210	(半角数字) 【必須】	
ロ 公共用水域への排出		(半角数字) 【必須】	排出先の河川、湖沼、海域等の名称

～排出量・移動量の届出書への記入に際して～

排出量及び移動量は有効数字2桁で記入してください。

排出量等の算出結果を2桁表示にする際は、以下の例を参考にしてください。

ダイオキシン類以外の場合		ダイオキシン類の場合	
算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示	算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示
0.0493	0.0	0.0493	0.049
0.0926	0.1	0.0926	0.093
0.302	0.3	0.302	0.30
4.75	4.8	4.75	4.8
9.98	10	9.98	10
12.2	12	12.2	12
1,875	1,900	1,875	1,900
2,141	2,100	2,141	2,100
9,869	9,900	9,869	9,900
9,987	10,000	9,987	10,000
10,234	10,000	10,234	10,000
10,766	11,000	10,766	11,000

※ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質の排出量又は移動量が1kg未満の場合、

小数第2位を四捨五入して得られた数値を記入してください。

【参考】届出の手引き4 2ページ
排出量等の数値は有効数字2桁で
記載する必要があります。

詳細については

『届出の手引き』

と検索すると上位に表示されますので、
そちらからご確認いただくか、下の
URLからご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/tebiki/R2tebiki_download_all.pdf

最後に PRTRの御担当者の皆様へ・・・

まとめ

処理	電子届出	書面届出
1.届出書作成	基本情報は登録済 入力補助&ミス防止機能つき	手書き or word等（PCソフト） or 届出作成支援システム※で作成 ※当システムでの作成のみ入力補助&ミス防止機能つき。
2.届出書印刷	不要（印刷は可能）	必要
3.提出方法	届出システムからボタンをクリック！	郵送（切手必要） or 直接自治体へ持参
4.照会	少ない	多い 形式的な入力ミス
5.照会への対応	届出システムで回答 <u>（ご自身の都合のよい時間に回答可能）</u>	電話&FAX等で回答
6.過去の届出と比較	過去の届出データ（電子届出のみ）と比較可能。	毎年コピー（紙）保管なら比較可

最後に PRTRの御担当者の皆様へ...

今年度からDMが“はがき”へ変更します！

昨年まで

(封筒)

〒151-0066
東京都渋谷区西原2-49-10

製品評価技術基盤機構
化学物質管理センターリスク管理課
PRTRご担当者様

00001

PRTR届出に関するお知らせ在中

経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省大臣官房環境保健部環境安全課

【この郵送物のお問い合わせ先】
独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)
化学物質管理センター リスク管理課
〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10
Tel : 03-5738-5482

(中身)

経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省環境保健部環境安全課

令和2年度PRTR届出の受付開始のお知らせと電子届出利用のお願い

平素より「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づく化学物質の自主管理にお取り組みいただき、誠にありがとうございます。
標記の件につきまして、下記のとおり御連絡いたしますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 令和2年度PRTR届出の受付開始のお知らせ
本年も4月1日より、化管法第5条第2項に基づく平成31年度の排出量等PRTR届出の受付が開始されます。また、本年度の届出期間は6月30日までとなります。
なお、当該届出は、要件に該当する限り、毎年度自発的に行うことが法律上義務付けられております。要件への該当につきましては「PRTR届出の手引き」を御参照ください。

PRTR 排出量等 電子 届出

PRTR 届出等届出は、事業所ごとに所管の化学物質の環境への排出・移動量を把握し、翌年度の期間内に、自治体経由で届出します。
PRTR 届出等届出は、利便性の高い**電子届出がオススメ**です。全国での**63%以上が電子届出**です。

電子届出は3つが便利

- 24時間届出作成・届出可能(届出期間中)
- 変更届出作成や照会がラク
- 入力補助・ミス防止機能つ
- 届出書のデータ保存がプリント不要

スタート

ユーザーID等を知っていますか？

ユーザーID、初期パスワード等届出
電子情報処理機構利用届出登録情報(書面)
届出番号(ユーザーID) : C XXXXXXX
届出番号(印刷コード) : 88888888

届出番号が変わり、わからぬ
ユーザーID等の有無確認、再送時自治体へ連絡してください

no yes

今年から

(文面)

令和4年3月
昨年度PRTR届出を提出された事業者各位
経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省大臣官房環境保健部環境安全課

令和4年度PRTR届出の受付開始(4/1-6/30)の
お知らせと電子届出利用のお願い

平素より「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づく化学物質の自主管理にお取り組みいただき、誠にありがとうございます。
PRTR届出について、(独)製品評価技術基盤機構化学物質管理センターのHPに留意事項を掲載しておりますので、下記QRコードからご確認ください。なお届出の際には、とても便利に利用ください(詳細は下記URLへ)。

製品評価技術基盤機構化学物質管理センター
届出を提出された事業者へのご案内～

QRコードを読み取れない方は、
https://www.nite.go.jp/chem/prtr/todokede_notification.html
からご確認ください。
『PRTR届出に関するご案内NITE』と検索いただく、上位の方に表示されます。

が改正されましたが、令和4年度の届出とどりの対象物質及び様式となります。
上記HPよりご確認ください。
出期限：6月30日
めの届出をお願い致します。

(宛名面)

郵便はがき

料金後納
ゆうメール

〒000-0000
〇×県〇〇市△△町1-1

〇〇株式会社
〇〇課
PRTRご担当者様

(A0001)

※この案内は、昨年PRTRの届出をされた事業者又は事業所(支店等)に送付しております。
担当部署が別になりましたら転送いただきますようお願いいたします。

【この郵送物のお問い合わせ先】
独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)
化学物質管理センター リスク管理課
〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10
Tel : 03-5738-5482

ご清聴ありがとうございました。

今年度のPRTR届出は

『2022年4月1日～6月30日』

ですののでよろしくお願いいたします。

—安全とあなたの未来を支えます—

nite

National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

<https://www.nite.go.jp/chem/index.html>